

平成29年 9 月 25 日（月曜日）

第 6 号

平成29年第3回北海道議会定例会会議録

第6号

平成29年9月25日（月曜日）

議事日程 第6号

9月25日午後1時開議

日程第1、議案第1号ないし第32号、報告第1号

ないし第4号及び諮問第1号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員(99人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢 志 君

1番 菊地 葉 子 君

2番 阿知良 寛 美 君

3番 浅野 貴 博 君

4番 安住 太 伸 君

5番 池端 英 昭 君

6番 川澄 宗之介 君

7番 小岩 均 君

8番 内田 尊 之 君

9番 大越 農 子 君

10番 太田 憲 之 君

11番 加藤 貴 弘 君

12番 久保秋 雄 太 君

13番 清水 拓 也 君

14番 千葉 英 也 君

15番 塚本 敏 一 君

16番 道見 泰 憲 君

17番 船橋 賢 二 君

18番 丸 岩 浩 二 君

19番 梅 尾 要 一 君

20番 菅 原 和 忠 君

21番 中 川 浩 利 君

22番 畠 山 みのり 君

23番 藤 川 雅 司 君

24番 白 川 祥 二 君

25番 新 沼 透 君

26番 赤 根 広 介 君

27番 田 中 英 樹 君

28番 中野渡 志 穂 君

29番 佐 野 弘 美 君

30番 宮 川 潤 君

31番 荒 当 聖 吾 君

32番 安 藤 邦 夫 君

33番 山 崎 泉 君

34番 佐 藤 伸 弥 君

35番 沖 田 清 志 君

36番 笹 田 浩 君

37番 松 山 丈 史 君

38番 市 橋 修 治 君

39番 稲 村 久 男 君

40番 梶 谷 大 志 君

41番 笠 井 龍 司 君

42番 中 野 秀 敏 君

43番 野 原 薫 君

44番 花 崎 勝 君

45番 三 好 雅 君

46番 村 木 中 君

47番 吉 川 隆 雅 君

48番 吉 田 祐 樹 君

| | | | |
|-----|-----------|-------------------|-----------------|
| 49番 | 佐々木 俊 雄 君 | 86番 | 平 出 陽 子 君 |
| 50番 | 田 中 芳 憲 君 | 87番 | 吉 田 正 人 君 |
| 51番 | 富 原 亮 君 | 88番 | 岩 本 剛 人 君 |
| 52番 | 八 田 盛 茂 君 | 89番 | 遠 藤 連 君 |
| 53番 | 松 浦 宗 信 君 | 90番 | 布 川 義 治 君 |
| 54番 | 東 国 幹 君 | 91番 | 加 藤 礼 一 君 |
| 55番 | 内 海 英 德 君 | 92番 | 喜 多 龍 一 君 |
| 56番 | 大 崎 誠 子 君 | 93番 | 竹 内 英 順 君 |
| 57番 | 小 畑 保 則 君 | 94番 | 本 間 勲 君 |
| 58番 | 角 谷 隆 司 君 | 95番 | 伊 藤 条 一 君 |
| 59番 | 小 松 茂 君 | 96番 | 川 尻 秀 之 君 |
| 61番 | 長 尾 信 秀 君 | 98番 | 神 戸 典 臣 君 |
| 62番 | 中 司 哲 雄 君 | 99番 | 高 橋 文 明 君 |
| 63番 | 藤 沢 澄 雄 君 | 100番 | 和 田 敬 友 君 |
| 64番 | 村 田 憲 俊 君 | 欠 席 議 員 (2人) | |
| 65番 | 北 口 雄 幸 君 | 60番 | 千 葉 英 守 君 |
| 66番 | 小 林 郁 子 君 | 97番 | 釣 部 勲 君 |
| 67番 | 橋 本 豊 行 君 | <hr/> | |
| 68番 | 広 田 まゆみ 君 | 出 席 説 明 員 | |
| 69番 | 道 下 大 樹 君 | 知 事 | 高 橋 はるみ 君 |
| 71番 | 中 山 智 康 君 | 副 知 事 | 山 谷 吉 宏 君 |
| 72番 | 大 河 昭 彦 君 | 同 | 辻 泰 弘 君 |
| 73番 | 志 賀 谷 隆 君 | 同 | 窪 田 毅 君 |
| 74番 | 吉 井 透 君 | 総 務 部 長 | 中 野 祐 介 君 |
| 75番 | 真 下 紀 子 君 | 兼 北 方 領 土 対 策 部 長 | |
| 76番 | 森 成 之 君 | 本 部 | |
| 77番 | 金 岩 武 吉 君 | 総 務 部 職 員 監 | 梅 田 禎 氏 君 |
| 78番 | 池 本 柳 次 君 | 総 務 部 危 機 管 理 監 | 橋 本 彰 人 君 |
| 79番 | 滝 口 信 喜 君 | 総 合 政 策 部 長 | 佐 藤 嘉 大 君 |
| 80番 | 須 田 靖 子 君 | 総 合 政 策 部 監 | 黒 田 敏 之 君 |
| 81番 | 高 橋 亨 君 | 交 通 企 画 監 | 小 玉 俊 宏 君 |
| 82番 | 佐々木 恵美子 君 | 環 境 生 活 部 長 | 佐 藤 敏 君 |
| 83番 | 三 井 あき子 君 | 保 健 福 祉 部 長 | |
| 84番 | 星 野 高 志 君 | 保 健 福 祉 部 監 | 少 子 高 齡 化 対 策 監 |
| 85番 | 三 津 丈 夫 君 | 保 健 福 祉 部 監 | 佐 藤 和 彦 君 |
| | | 経 済 部 長 | 阿 部 啓 二 君 |

経済部観光振興監 木本 晃 君
農政部長 小野塚 修一 君
農政部長
食の安全推進監 森田 良二 君
建設部長 渡邊 直樹 君
建設部建築企画監 須田 敏則 君
財政局長 森 隆司 君
財政課長 猪鼻 信雄 君
秘書課長 三橋 剛 君
教育委員会教育長 柴田 達夫 君

教育部長 佐藤 寛 君
兼教育職員監
学校教育監 村上 明寛 君
総務課長 岩 潤 隆 君

議会事務局職員出席者

事務局長 赤石 剛司 君
議事課長 小山 志津生 君
議事課主幹 本間 治 君
議事課主査 中澤 正和 君
議事課主任 林 幸雄 君
同 小倉 拓也 君

午後1時1分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

新 沼 透 議員
赤 根 広 介 議員
田 中 英 樹 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第32号、報告第1号ないし第4号及び諮問第1号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第32号、報告第1号ないし第4号及び諮問第1号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

吉井透君。

○74番吉井透君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、農畜産物等の輸出拡大についてであります。

急速な少子・高齢化や人口減少などにより、今後、国内の食品市場の縮小が見込まれる一方で、海外に目を向けると、近年は、日本食ブームや、東アジア地域の著しい経済発展を背景とし

た、道産食材に魅力を感じた外国人観光客の増加など、本道の農畜産物等の販路を拡大する大きなチャンスがあるものと考えます。

このような中、道は、食の輸出戦略を策定し、平成30年に道産食品輸出額1000億円という目標の達成に向けて、さまざまな取り組みを展開していると承知しております。

そこで、以下伺ってまいります。

先日の農政委員会において、平成29年上半期の農畜産物等の輸出の現状について報告がありましたが、前年に比べて大幅に減少しており、今後の輸出拡大の目標の達成に向けて懸念されるところであります。

道は、輸出額の減少について、要因をどのように分析し、どう受けとめているのか、伺います。

次に、農畜産物の輸出拡大に向けた取り組みについてであります。

農畜産物の輸出拡大を図るためには、安定的に輸出する体制の構築や、関係団体と連携した取り組みが重要と考えますが、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

次に、今後の取り組みについてであります。

日EU・EPAやTPPなど、国際化が進展する中で、攻めの農業をしっかりと打ち出していくことが重要ですが、そのためには、新たな海外市場を開拓することが必要と考えます。

そこで伺います。

今回のEUとの大枠合意も踏まえ、道は、今後、どのように輸出拡大を進めようとしているのか、伺います。

次に、農家所得の向上についてであります。

輸出拡大の取り組みは、単に輸出額自体の増加が最終的な目標ではなく、それに伴う農家所得の向上や雇用拡大などの経済波及効果を含めた地域経済の活性化こそが、道が目指すべき目標であり、これらの点について、道としてしっかりと検証していく必要があると考えます。

そこで伺います。

道は、輸出額の増加に伴う農家所得への影響や、その他の経済効果について、どのような所見をお持ちなのか、伺います。

次に、GAPについてであります。

GAPとは、農業における食品安全、環境保全、労働安全等を確保するための生産工程管理の取り組みであり、これを農業者などが取り入れることにより、信頼性の確保による競争力の強化や、農産物の品質向上、農業経営の改善、効率化などが期待できるものと考えます。

そこで、以下伺います。

東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給や輸出の拡大に向けて、農業改良普及員によるGAP指導員の資格取得に要する事業費が、今回の補正予算案に計上されておりますが、道は、資格取得後、GAP取得に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、食材提供に向けたPRについてであります。

東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給に当たっては、単にGAPを取得しただけでは、最低条件を満たしたにすぎません。GAPを取得した農場で生産されたすばらしい農畜産物を積極的に利用してもらうためには、効果的なPRなどが必要と考えます。

そこで伺います。

道は、今後、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給の実現に向けて、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、農産物の輸出拡大についてであります。

道は、GAP取得の大きな目的の一つに、輸出拡大を掲げており、今後、単に東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給のみにとどまらず、GAPを武器に、さらなる輸出拡大に取り組んでいく必要があると考えます。

道は、どのような戦略を持って輸出拡大に取り組もうとしているのか、伺います。

次に、幼児教育についてであります。

政府は、人づくり革命を目指し、その目玉政策として、幼児教育と保育の無償化を掲げております。

就学前の児童へのいわゆる幼児教育は、一つは、子どもの貧困問題の解決策として、もう一つは、労働生産性を高め、社会保障費を減らす有効な対策として、その重要性が大きく知られているところであります。

この研究の第一人者であり、ノーベル賞を受賞したアメリカ・シカゴ大学の経済学者、ジェームズ・ヘックマン氏は、幼児に投資する教育費1ドルで、社会全体が8ドル程度の利益を得られること、つまり8倍の投資効果があることを実証的に明らかにしました。

幼児教育は、個人の生涯にわたる能力開発や人格形成に極めて有効であり、さらに、社会レベルで、労働力の国際競争力の向上などをもたらすものと考えます。

一方、道は、来年度からの新たな北海道総合教育大綱を今年度中に策定し、幼児教育についても、この中で位置づけられるものと承知をしております。

そこで、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、幼児教育は、やる気や忍耐力、協調性など、目に見えない内面の能力である非認知能力を高める意義があると言われておりますが、幼児教育の重要性についてどのように認識をされているのか、知事及び教育長に伺います。

次に、幼児教育及び保育の無償化についてであります。

子どもの相対的な貧困は、家庭環境の格差から生まれ、世代間で連鎖する傾向にあることも明らかになっております。

親の就労や子育て支援と結びつけ、全ての就学前児童を対象に、幼児教育と保育の無償化を目指すべきと考えます。知事の所見を伺います。

さらに、幼稚園教諭及び保育士の資質、能力の向上についてであります。

幼児教育や保育の効果を高めるためには、幼稚園教諭や保育士の資質、能力の向上を図る必要

があると考えます。知事及び教育長の所見を伺います。

次に、事業所内保育所の整備についてであります。

幼児教育及び保育の充実のためには、質の向上に加えて、特に、受け皿が著しく不足している保育所の整備が不可欠と考えます。

そこで伺います。

道が、総合教育大綱で、幼児教育、保育活動の推進を位置づけるのであれば、道としても、女性職員が働き続けるために、幼児を預けることができる庁内保育所を設置してはどうかと考えます。知事の所見を伺います。

また、事業所内保育の推進についてであります。

札幌市や旭川市などでは、企業、団体などが事業所内に保育所を設置するケースがふえておりと承知しておりますが、道として、こうした事業所内保育所の開設を促進していくべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、児童虐待についてであります。

我が国は、既に本格的な少子・高齢社会を迎えつつあり、国はもちろん、道においても、少子化対策は喫緊の課題であります。

一方で、このような社会情勢の中で、子どもの虐待による死亡事件などのニュースを見るたびに、私は、非常に心が痛むとともに、児童虐待がなかなか減少する気配が見えてこないことに大いに危惧を抱いております。

そこで、以下伺います。

先日、平成28年度の全国の児童相談所による児童虐待相談対応件数が約12万件と、過去最多となったとの発表がありました。また、北海道においても、4825件と、前年度と比較して925件増加し、過去最多となっております。

そこでまず、毎年のように児童虐待相談対応件数がふえている現状について、所見を伺います。

次に、これまでの取り組みについてであります。

児童虐待相談対応件数が、毎年、過去最多を更新する状況の中、これまで、児童相談所ではどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

次に、児童相談体制の強化についてであります。

児童虐待は、心身の成長に大きく影響し、時には生命にもかかわる事件であり、絶対にあってはならないものであります。

本年第1回定例会の我が党の代表質問において、知事は、道の児童虐待対応にかかわる児童相談体制について、「昨年7月に、北海道社会福祉審議会に部会を設置し、本道の特性を踏まえた道と市町村の役割分担や児童相談所の機能強化等についての提言を受けることとしている」と答弁され、本年4月に、市町村や道の児童相談体制の強化など、今後の本道における児童相談体制のあり方についての提言が取りまとめられたものと承知をしております。

この提言を踏まえ、今後、どのように児童相談体制の強化に取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

次に、縄文遺跡群の世界遺産登録についてであります。

道は、現在、青森県、秋田県、岩手県の北東北3県とともに、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産への登録を目指して、取り組みを進めております。

しかしながら、7月に開催された国の文化審議会世界文化遺産部会においては、今年度のユネスコへの世界遺産推薦候補として、大阪府の百舌鳥・古市古墳群が選定され、縄文遺跡群の推薦は見送りになったところであります。

一方、この部会では、審査対象となる推薦書素案について、北海道・北東北の地域文化圏という単位での価値の説明が、これまでよりわかりやすくなったとの評価と、今後は、より説得力を持つ説明となるよう検討の余地があるとの指摘もなされたところであります。

北海道・北東北の縄文遺跡群は、自然との共生のもと、狩猟、漁労、採集を基盤として、大きな争いがなく、1万年以上も存続した、極めてまれな先史文化を現代に伝える貴重なものであり、人類の財産として、世界遺産にふさわしいものと考えます。

そこで伺います。

縄文遺跡群の早期の世界遺産登録の実現に向けて、北海道150年を迎える来年——2018年こそ推薦が得られるよう取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、科学技術の振興についてであります。

国がことし6月に策定した未来投資戦略2017では、第4次産業革命の進展により、イノベーションと社会課題の解決をもたらす仕組みを世界に先駆けて構築できれば、経済活動の最適化、高付加価値化と活力ある経済社会を実現できるとしております。

道では、本道における科学技術の水準の向上と、本道発のイノベーションの創出を目的に、平成25年に新北海道科学技術振興戦略を策定し、本道の強みや独自性を生かした研究開発等の取り組みを推進していると承知しております。

そこで、これまでどんな成果があったのか、また、これまでの推進状況や国の動きなどを踏まえ、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）吉井議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、農畜産物等の輸出拡大に関し、今後の取り組みについてであります。国内では、今後、人口減少の進行などから、食市場の縮小が懸念されているところであり、本道農業の持続的な発展を図る上で、輸出の拡大に取り組むことは大変重要であります。

このため、道といたしましては、農畜産物の生産性の向上や競争力の強化を図るほか、引き続き、関係団体と連携し、主要な輸出国である台湾、タイ、シンガポールなどアジア地域でのプロモーション活動や、品目の拡大に向けた取り組みを一層強化するとともに、潜在的な需要が見込

まれる米国やベトナム、さらにはEUなど、新たな市場の開拓を積極的に進め、輸出の拡大を図ってまいります。

次に、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給に向けた取り組みについてであります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、本道の豊かな農畜産物を世界にアピールする絶好の機会であり、GAPの取得を促進することはもとより、関係者が連携して、道産食材の活用を積極的に働きかけていく必要があると認識いたします。

このため、道では、本年6月に、農業団体や水産団体などと協議会を立ち上げ、提供食材のリストづくりなどを進めているところであり、今後予定されている、大会における食材の種類などを示す飲食提供基本戦略の公表や、ケータリング事業者の選考などを見据え、組織委員会、スポンサー企業などへの道産食材のPRや、首都圏でのプロモーションなどに戦略的に取り組んでまいります。

次に、GAPの取得による輸出の拡大についてであります。欧米では、食品安全等の観点から、第三者が認証するGAPなど、農業の生産過程を管理する制度が運用されており、国では、今後の農畜産物の輸出拡大に向けて、日本発のGAP認証の仕組みを国際規格化することにより、農業者が戦略的に活用できる環境を整備することとしているところであり、

道といたしましては、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を契機に、農業団体と連携して、GAPの取得を促進し、安全、安心な農産物の安定的な生産や輸出の拡大に向けて取り組んでまいります。

次に、幼児教育についてであります。幼児期に質の高い教育を受け、意欲や自制心、やり抜く力などのいわゆる非認知的能力を伸ばすことが、その後の人生に大きく影響を与えるという研究成果などを受け、国では、全ての幼児教育施設における教育の共通性の確保などを内容とした、幼稚園教育要領等の改定が3月に行われたと承知いたしております。

私といたしましても、こうした幼児教育は極めて重要と認識をしており、本年度、新たに開催している、子どもの未来を語る会の場などにおいて、幼稚園、保育所等の関係者の方々の熱意や創意工夫などを直接お伺いし、本年策定の総合教育大綱の基本方針において、幼児期からの質の高い教育の推進を位置づけたところであり、全ての子どもたちが、変化が激しく、多様性が高まる社会において、自立して生き抜く力を持てるよう、幼児教育に取り組んでまいります。

次に、児童虐待に関し、今後の道の取り組みについてであります。本年4月の社会福祉審議会からの提言では、相談対応件数の増加などを踏まえ、本道の児童相談体制の強化に向け、道と市町村との役割分担に基づいた連携体制の構築を初め、妊娠期から切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの市町村への整備や、児童相談所の専門性の強化などが必要とされたところであり、

道といたしましては、この提言等を踏まえ、虐待対応ガイドラインの見直しに加え、包括支援センターの設置を市町村に働きかけるとともに、児童相談所の体制強化を図るため、専門職の増員や一時保護機能の充実について検討を行うなど、市町村と一層連携を密にしながら、虐待の発

生予防から自立支援に至る取り組みの強化を図ってまいります。

最後に、縄文遺跡群の世界遺産登録についてであります。本年の国内推薦が見送りとなったことは、まことに残念であります。世界遺産登録に向けたこれまでの取り組みを通じ、道民の機運の高まりを感じるところであります。

来年の国内推薦の獲得のためには、審査対象となる推薦書素案の磨き上げも重要と考えるところであり、先月、4道県で新たにプロジェクトチームを設置し、ビジュアル的にもわかりやすく、説得力のある推薦書素案の改定に着手をいたしましたところであります。

私といたしましては、先月31日に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、これまで以上に4道県が連携を強め、全力で取り組むことを確認したところであり、北海道150年を迎える来年、世界遺産への推薦が得られるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部食の安全推進監森田良二君。

○農政部食の安全推進監森田良二君（登壇）農畜産物等の輸出拡大に関し、初めに、輸出の現状についてであります。平成29年上半期の農畜産物等の輸出額は、昨年同期に比べて7億円減少しております。これは、昨年台風等に伴う被害により、主力品目であるナガイモの生産量が減少したことや、近年、輸出量が増加していたタマネギについて、道外産地の生産量の減少により、国内需要に対応する必要が生じたことなどが要因であると考えております。

一方、L.L牛乳などのミルク類や、米、牛肉などの輸出額は着実に増加しており、道といたしましては、本道農業の生産力の強化を図るとともに、品目を広げるなどして、輸出の一層の拡大を図っていくことが重要であると認識しております。

次に、これまでの取り組みについてであります。道では、農畜産物の輸出の拡大を図るため、農業団体や水産団体と協議会を設置し、水産物と一体となって、本道の食の魅力を発信する取り組みを進めるとともに、輸出商社などとも連携しながら、米や青果物、牛肉などを重点品目として、プロモーション活動などを展開してきたところであります。

具体的には、タイやシンガポールなどでの商談活動や、台湾の高級スーパーにおける道産農畜産物の常設売り場の設置、さらに、海外バイヤーの道内の生産現場への招聘や、LCCを活用した低コストな青果物のテスト輸出などに取り組んできているところあります。

次に、輸出による経済効果などについてであります。今後、国内における食市場の縮小が見込まれる中、道産農畜産物の海外への販路を開拓し、アジア地域等の成長力を取り込むことは、地域を支える農業や関連産業の発展を図る上で、大変重要であると認識いたしております。

こうした農畜産物の輸出の促進は、販路の拡大を通じ、農家所得の向上はもとより、雇用の創出など、地域経済の活性化につながるほか、海外への多様な販路の確保により、国内での需給調整が図られることによる価格の安定化、さらには、安全、安心で高品質な農畜産物が海外で評価されることによるブランド力の強化など、さまざまな効果が期待されるところであります。

次に、GAPに関し、GAPの取得についてであります。道では、本年3月に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準として、第三者認証によるGAPの取得が要件とされたことから、GAPの取得を目指す地域の農業者などへの的確な指導を図るため、普及指導員がGAP指導員資格を取得できるよう取り組むこととしたところであります。

今後は、こうした指導体制のもとで、地域で開催する講習会を通じた普及や、認証取得を目指す農業者への現地指導を行うとともに、農協や産地へ団体認証の取得を働きかけるなどして、東京オリパラへの食材供給や輸出拡大に向け、GAPの取得を促進してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君。

○保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君（登壇）幼児教育に関し、まず、幼児教育と保育の無償化についてであります。全ての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受け、みずからの可能性を最大限に伸ばしていくためには、幼児教育の無償化は有効な手だてと考えており、その実施をこれまでも国に要望してきたところでございます。

道では、少子化が進む中、子育ての経済的負担の軽減は喫緊の課題と認識しており、今年度、3歳未満の保育料を無償化する助成制度を創設したところでございます。

こうした中、国におきましても、幼児教育の無償化を段階的に進めることとしており、道といたしましては、こうした国の動きを注視しながら、今後とも、安心して幼児教育や保育を受けられる環境づくりを進めてまいります。

次に、事業所内保育所についてであります。道内では、従業者や地域の方が利用できる保育施設として、本年4月現在、市町村が認可する地域型保育事業で20カ所が整備され、これに加え、国が昨年度制度化しました企業主導型保育事業で39カ所が整備されており、従業者が、産後の休暇を終え、復職する際に利用できることから、女性の就労促進や待機児童の解消につながるものと認識しております。

このため、道といたしましては、市町村に対しては、多様な保育需要や企業の意向を適切に把握するなど、地域のニーズを踏まえた上で、地域型保育事業の活用も検討するよう働きかけますとともに、企業に対しては、ほっかいどう働き方改革支援センターにおける相談対応や、国の支援制度のホームページへの掲載などにより、企業主導型保育事業の周知を図り、事業所内保育所の開設促進に努めてまいります。

次に、児童虐待に関し、相談対応件数の増加についてであります。道の児童相談所における平成28年度の虐待相談対応件数は3027件で、前年度より607件増加し、そのうち、心理的虐待が2053件と、493件増加しており、その主な要因は、配偶者間の暴力を子どもが目撃することなどによる警察からの通告が増加したものでございます。

また、学校や医療機関等からの通報もふえており、児童相談所と関係機関との連携の深まりや道民の意識の高まりが、こうした通報の増加につながっているものと認識しております。

最後に、児童相談所における取り組みについてであります。道では、毎年度増加する児童虐

待に対応するため、児童福祉司の増員を初め、昨年度は、家庭裁判所への審判申し立てなど法的対応に対する助言を行う弁護士を各児童相談所に配置するとともに、より迅速に相互で情報を共有するため、道警と協定を締結するなど、児童相談所の体制整備を図ってきたところでございます。

また、子どもが安全で安心して暮らせる地域をつくることが重要でありますことから、児童相談所では、地域における見守りや早期発見の強化に向け、関係機関によるネットワークづくりや、要保護児童対策地域協議会の活性化などへの市町村支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）幼児教育についてであります。幼児期における教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要との認識が高まっており、幼稚園、保育所、認定こども園など、全ての幼児教育施設において、幼児教育の質の向上を図ることが重要と考えております。

道といたしましては、今後、幼児教育に携わる方々の自主性にも十分配慮しながら、教育内容の充実を初め、幼稚園教諭や保育士の人材育成の基本的な方針となる、仮称でございますが、幼児教育振興基本方針の策定について、道教委と連携して検討を進め、幼児教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監梅田禎氏君。

○総務部職員監梅田禎氏君（登壇）幼児教育、保育に関し、道庁内保育所についてでございます。道では、女性職員が働きやすい環境づくりとして、これまで、キャリア形成の支援を行うとともに、育児休業を取得しやすい環境を整備するため、休業中の代替措置として、臨時職員にかえて正職員を配置しているほか、道内の認可保育所の定員や連絡先、利用した職員からの情報などを庁内イントラネットにより提供しているところであり、本年度からは、札幌市内の認可外保育所の情報も追加したところであります。

道庁内での保育所の設置につきましては、職員のニーズなどを踏まえるとともに、民間事業者の動向も考慮しながら対応すべき課題であり、道といたしましては、引き続き、これまでの取り組みを充実させるなどして、女性職員が、育児等のライフステージの変化に合わせて働き続けられる環境づくりを進めてまいりたいと考えてあります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）科学技術の振興についてでございます。道では、これまで、国の支援プログラムを活用するなどして、大学や道総研、産業支援機関等による研究開発拠点の形成を進め、道産の素材を生かした機能性食品の開発や、脊髄損傷に対応した再生医療といった、

食、健康、医療の分野などの研究開発が進展してきているところでございます。

今後、人口減少や高齢化の進行、グローバル化の進展などの課題に適切に対応していくためには、科学技術の一層の振興が重要でありますことから、道といたしましては、産学官の連携をさらに強化しながら、これまでの研究成果の事業化、実用化を進めるとともに、第4次産業革命など、国の動きに対応して、I o T、A I等の活用による生産性の向上や高付加価値化など、先進的な研究開発などの取り組みを進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）吉井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、幼児教育についてでございますが、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、本年3月に改定された幼稚園教育要領や保育所保育指針等においては、忍耐力、自己制御、自尊心などのいわゆる非認知的能力を幼児期に身につけることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという国際的な研究成果なども踏まえ、自立心や協同性、道徳性の芽生えなどを育むことが一層重視されたところでございます。

道教委といたしましては、こうした改定の趣旨等を踏まえ、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての幼児教育施設において、幼児教育の質の向上が図られることが大切であると考えております。

次に、幼児教育の充実に向けた取り組みについてでございますが、幼稚園や保育所など、全ての幼児教育施設において、質の高い教育が受けられるようにすることが重要でありますことから、道教委では、現在、幼児教育施設の教員や保育士を対象に、改定された幼稚園教育要領等の趣旨について理解を促すための研修会を開催するほか、施設の要請に基づき、専門家が助言を行うなど、幼児教育の充実に向けた支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした取り組みの成果を検証するとともに、施設長、学識経験者等で構成する北海道幼児教育研究協議会において御議論をいただきながら、教育内容の充実や人材育成を初めとする各種施策を北海道全体で推進するための、仮称ではございますが、北海道幼児教育振興基本方針の策定について、知事部局と緊密に連携を図りながら検討を進めるなど、本道の幼児教育の一層の充実に向けてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 吉井透君の質問は終了いたしました。

久保秋雄太君。

○12番久保秋雄太君（登壇・拍手）（発言する者あり）以下、通告に従い、質問をいたします。

我が国では、高度経済成長期において社会資本が集中的に整備され、今後、一斉に更新時期を迎えることから、施設の老朽化対策が大きな課題となっており、道路、河川などの土木施設や、学校、病院など、道が管理する施設について、計画的に対策を講じることが求められております。

このような中で、道では、平成27年6月、北海道インフラ長寿命化計画を策定し、これに基づき、老朽化対策を進めているものと承知しております。

一方、市町村においては、全道の橋梁の3分の2に当たる約2万もの橋、約3万2000キロメートルに及ぶ下水道管など、多くの施設を管理していることや、ごみ焼却施設において、一般的な耐用年数である15年を経過している施設が8割を超えているなど、施設の老朽化が進んでいることから、その対策の推進が課題となっております。

道民が安心、安全に利用できる社会資本の機能を将来にわたり保ち、北海道の強靱化を進める上でも、国や道が管理する施設はもとより、市町村が管理する施設の老朽化対策も必要不可欠であります。

各市町村においても、平成28年度末までに長寿命化計画を策定することとされており、今後は、その計画に沿って、老朽化対策を着実に進めていくことが重要であります。道内の多くの市町村は、財政状況が厳しく、また、専門知識を有する技術職員の不足等により、計画を推進するに当たり、さまざまな課題があると考えます。

そこで、道として、市町村のインフラ老朽化対策の推進に当たり、どのように取り組もうとしているのか、伺います。

次ですが、どのような地域においても、日々生活していくためには、さまざまなサービスによる支えが必要であります。中でも、食料品、ガソリンなどは、特に日常の生活に欠かせないものと言え、スーパーマーケットやガソリンスタンドがその供給を支えてきました。

しかし、道内の過疎地域においては、人口減少、高齢化の進行などにより採算が悪化し、長年、地元で営業してきたスーパーやガソリンスタンドが撤退するなど、日々の買い物に不便を強いられる地域が出てきており、住民の日常生活が脅かされつつある実態があります。

そのような中、私の地元・滝上町では、スーパーから突然の撤退表明を受け、地域住民の生活にも影響が大きいとして、町長の決断をもって、町がスーパーの施設を譲り受け、建設費用を負担して改修を行い、新たな事業者運営に任せる形で、公設民営の後継スーパーが先日開店いたしました。

同様に、紋別市においては、上渚滑地区で唯一のスーパーが撤退した後、市がコンビニエンスストアに出店の働きかけを行い、建設費の一部を補助することにより、地域住民の貴重な店舗の存続につながりました。

また、ガソリンスタンドについては、自動車の燃料のみならず、暖房用灯油の確保などのためにも欠かすことのできない施設ですが、伊達市では、閉鎖された、地区で唯一のガソリンスタンドの施設を市が譲り受け、改修した上で、事業者運営に任せることにより、ガソリンスタンドを再開させるなど、自治体が積極的にかかわり、機能の維持を図る動きが広がっております。

このように、道内において、公設民営という形により、住民が地域で安心して暮らしていくために不可欠なサービスを守る動きが出てきておりますが、道として、こうした動きにしっかりと対応していくことが必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、地域商業の振興についてであります。

道では、平成24年に制定した地域商業活性化条例と、この条例に基づく地域商業活性化方策により、地域商業の活性化に関する施策の推進に努めてきたところであり、現在、この条例とこれまでの活性化方策の点検、見直しを進めていると伺っております。

卸・小売業を初めとする商業は、店舗などの商業施設はもとより、金融や保険、娯楽、飲食など、さまざまなサービス業に関する施設などが集積することによって、大きな経済効果を発揮する業種であります。

このため、地域に立地する大型店やコンビニエンスストアなどが、地元の商店街などのコミュニティに積極的に参画し、一定の地域規模で、まとまった誘客につながるイベントなどに取り組むことは、地域商業の活性化を進める上で重要なテーマであります。

これまで、大型店などの立地に関しては、搬入車両等による騒音や交通渋滞の緩和とか、静穏な住環境の保持といった点に重点が置かれておりましたが、地域商業の振興という観点からは、既に立地している大型店やコンビニエンスストアなどと連携して、商業機能の集積効果をさらに高めていくことが今後重要になってくると考えます。

地域の商業関係者からは、大型商業施設の設置者やコンビニエンスストアの経営者などに商店街への加盟を働きかけても、実際に加入するケースは少ないと伺っておりますが、道は、このたびの条例の見直しに際し、大型店やコンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーンを地域商業の振興の中でどのように位置づけ、地域商業の活性化を図ろうとしているのか、伺います。

次に、コンパクトなまちづくりについてであります。

我が国の経済全体がサービス化の度を強めていく中では、地域においても、人口密度はもとより、医療、福祉、教育などの公的サービスの機能や、商業、サービス業等の集積の程度が、それぞれの地域の成長あるいは持続可能性を左右すると言われております。

特に、人口減少が避けられない状況となっている中では、人口や経済活動の集積を目指すコンパクトなまちづくりが全国的な課題となっております。

このため、国は、平成10年の、中心市街地活性化法を初めとするまちづくり3法の制定や、最近では、平成26年の都市再生特別措置法の改正などを通じ、コンパクトシティの形成に向けた取り組みを強化してまいりました。

道も、こうした国の動向に呼応し、平成28年7月に、北の住まいるタウンの基本的な考え方を策定し、コンパクトなまちづくりに向けて、市町村への働きかけなどを行ってきたと聞いておりますが、道内で、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を進めている市町村は、ことし3月末で、札幌市など13団体にとどまるなど、コンパクトなまちづくりを目指す取り組みは、必ずしも、全道的な広がりがある動きとはなっていないのが現状と考えます。

道は、このような状況をどのように認識し、今後、どう取り組んでいく考えか、伺います。

次ですが、にぎわいと活気があふれる中心市街地の形成やコンパクトなまちづくりを進める上で、空き家、空き店舗の解消は、取り組まなければならない重要な課題であり、道では、これま

でも、空き家情報バンクの運用や市町村へのアドバイザー派遣など、空き家等の有効活用の促進に取り組んできております。

国は、この4月に、いわゆる住宅セーフティーネット法を一部改正し、民間の空き家等の活用を通じて、高齢者や子育て世代等が安心して暮らせる住宅の確保が可能となるよう、賃貸住宅の登録制度を創設するなど、取り組みを強化しております。

本道においても、人口減少に伴って空き家の増加が懸念される中、さまざまな世代の方々に、中心市街地などで、空き家、空き店舗などを活用して居住していただくことは、道が進める北の住みいるタウンの形成にも結びつくものと考えます。

道は、空き家の活用に向けた国の新たな制度の積極的な活用を促すなど、コンパクトなまちづくりと空き家対策を連携させ、活力ある地域づくりを進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、地域交通についてであります。

J Rや路線バスなど、地域住民の大切な足であった公共交通機関も、地方では衰退の一途をたどっております。とりわけ、バス事業者の経営は厳しく、路線の統合、廃止や運賃の値上げによる利用者の減少などから、負のスパイラルに陥っている状況であります。

交通問題にも、都市部と地方の格差が生じております。集落が分散している地方においては、自家用車に依存している方が多いですが、今後、高齢者の運転免許返納者が増加し、みずから車を運転できなくなる人々は、外出する手段が限られ、通院や買い物など、日常生活に大変な不自由を強いられることが考えられます。

道は、人口減少が進んでいく地域の公共交通の現状をどのように認識しているのか、伺います。

地方では、J Rや路線バスなど、住民の大切な交通手段がなくなる危機にあるとの強い認識が必要であります。地方において、移動手段を持たない方々は、生活に大きな支障を生ずる可能性があり、こうした状況を認識した上で、地域の人口減少を食いとめるためにも、交通施策を充実していく必要があると考えます。

特に、人口減少地域では、バス路線を必要とする地域住民のニーズをきめ細やかに把握し、そのニーズに応じた路線やダイヤ設定にするなど、利用者増に向けた取り組みをただバス事業者だけに任せるのではなく、自治体、事業者、地域住民が一堂に会して、今後の地域の交通の確保について十分に議論していくことが必要であります。

バス事業の利用促進策の検討など、地域を選定して、行政や事業者の連携のもと、モデル事業を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

道内の各地域では、J Rの存続問題が大きな議論を呼んでおります。私の地元・西紋地域にも鉄路がなく、だからこそ、知事に申し上げます。

J Rの利用実績を向上させる方策として、J Rの発着に合わせた交通体系の検討など、駅やまちの拠点施設を基点にして、地域の交通資源をいかに有効に活用するかが重要な課題となっております。

ります。

しかし、交通事業者の経営は厳しく、事業者だけではカバーし切れないのが現状であり、例えば、地域住民による有償運送、スクールバスや福祉バスなどに地域住民と一緒に乗り合う混乗など、地域の実情に応じて、地域交通を維持していくための多様な手法を検討すべきと考えます。

今後、住民に最も身近であり、地域の公共交通を支えているバス路線の維持確保に向けて、道としてどのように対応していくのか、知事の見解を伺います。

次に、地域医療についてであります。

地域での生活を根幹で支える医療のあり方にも大変な課題があります。

道は、これまで、第2次医療圏を基本に、中核的な医療機関であるセンター病院を設置して、全道くまなく、一定水準の医療を提供し、住民の安全、安心を確保してきました。

しかしながら、深刻な医師不足、人口減少による地域の医療需要の減少などにより、センター病院では、開設時に必要とされていた機能が、現在、十分に発揮できていない病院が増加しております。

例えば、産科医、小児科医の不足により、地域で分娩を取り扱うことができないセンター病院があったり、外科医や整形外科医が充足できないことで、十分な手術もできないセンター病院があるのは残念であり、このままでは地方の医療がどうなっていくのか、大変懸念を抱いております。

知事は、地域枠医師を育成し、医師確保に努めておりますが、地域が本当に必要としている診療科の医師が確保できているかというのは別問題であります。私の地元でも、センター病院の統合がうわさされており、地域住民が不安を感じております。

各地域のセンター病院の今後のあり方について、知事は、どうあるべきと考えているのか、見解を伺います。

医師不足は、一朝一夕で解決できる問題ではありません。専門性の高い診療所の医師であれば、より難しいわけであります。そのことは、地域もある程度受け入れなければならないと考えます。

各市町村の国保病院では、医師確保がますます難しくなり、経営面で多額の財政負担をしている現状を見れば、今のまま、医療機関の機能、病床数を維持し続けることがよいのか、住民を含めて地域で考える時期に来ております。

道では、広域化・連携構想を取りまとめていますが、その構想はほとんど実践されておられません。昨年度策定した地域医療構想では、圏域ごとに今後の必要病床数が示されましたが、地域住民に、その数字が何を物語るのかをどこまで理解されているのかが重要であります。

新たな医療計画の策定を契機に、各地域の医療機関の機能分担、再編・連携ネットワーク化について、道が主体的に具体案を提示し、地域住民を巻き込んだ議論を行うべきと考えますが、見解を伺います。

医療費の増嵩が進む中で、国は、医療制度改革の大きな方向性として、在宅への復帰を掲げて

おります。

しかしながら、広大で、積雪寒冷という本道の厳しい地理的条件下では、在宅医療を推進することには大変難しいものがあると考えます。地域の医療機関の関係者からは、在宅の患者さんには24時間体制で対応できる体制が必要だが、地方では、医師も看護師も不足する中で、そのような体制を整備するのは難しいという声も聞かれます。

国は、平成30年度の診療報酬改定で、在宅患者への訪問診療や、ICTを活用した遠隔診療について、報酬の改善を検討しているようではありますが、本道における在宅医療の現状をどのように認識しているのか、また、都市部と地方で医療資源に格差が生じている中で、北海道において、今後、どのように在宅医療を推進するのか、見解を伺います。

次に、ヒグマ対策についてであります。

最近、ヒグマに関する市街地への出没情報などについて、私の地元を初め、道内のさまざまな地域でほぼ毎日のように報道されております。ヒグマの出没情報がこのように頻繁に伝えられる状況が近年は特に多く、人への被害がいつ起こってもおかしくないものと思料されるところであります。

私の地元の紋別市や西興部村では、昨年、400キログラム級のヒグマが捕獲され、その余りの大きさから、全国ニュースで放映されるなど、話題となりました。

地元のハンターからは、生息環境の変化からか、昨今の雌グマは複数の子グマを産み育てているようで、森の中は、いまだかつてない高い密度でヒグマが生息する環境にあり、餌にあぶれた個体が、生息域を森から農地の境にまで広げた結果、デントコーン畑に居ついて巨大化したのではないかとの話も伺います。

道は、本年3月、ヒグマによる人身事故の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減、並びに、ヒグマ地域個体群の存続を図るため、北海道ヒグマ管理計画を策定し、取り組みを推進しているものと考えますが、こうした最近のヒグマを取り巻く状況を踏まえ、人身事故発生の未然防止に向け、森への追いやりはもちろん、個体数の削減に向け、直ちに具体的対策を講じる必要があるのではないかと考えますが、知事の考えを伺います。

最後に、農業や水産業における台風災害への対応についてであります。

9月18日、本道に上陸した台風18号では、幸い、人命にかかわる被害はありませんでしたが、住宅の損壊や床上・床下浸水、ビニールハウスの倒壊、漁業施設の一部損壊など、道内の広い範囲で多くの被害をもたらしました。

また、収穫間近だった農作物にも被害が及んでおります。さらに、渡島、檜山管内や十勝管内では、河川が氾濫し、農地が冠水するなど、農業生産基盤にも影響を与える被害をもたらしました。

改めて、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

道は、このたびの台風による農業被害や漁業被害をどのように把握し、どう対応する考えか、伺います。

このたびの台風では、今年の台風などで大きな被害を受け、復旧途上だった十勝管内芽室町の美生川が再び被災する事態となりました。

資材不足や人手不足などで工事におくれが生じ、道では、早期の実施に向けて、これまでさまざまな対策を講じてこられたと聞いておりますが、もし復旧工事が完了していれば、ことしの台風による被災は避けられた可能性もあると考えます。

また、今年の台風の際に処理されなかった流木や倒木も、被害を拡大させる要因になりかねません。

繰り返し被災した河川の日も早い復旧や、重点的な河川管理など、道民の安全の確保につながる河川の防災対策に全力で取り組むべきと考えますが、道はどのように対応するのか、お考えを伺います。

以上、申し上げ、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）久保秋議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地域の暮らしの確保についてであります。住民の方々が安心して暮らしていくためには、日常生活に不可欠な店舗が身近にあることが大切と考えるところであります。人口減少が進む中、地域においては、採算の悪化や後継者不足などにより、商業施設の閉鎖、撤退などが生じているところであり、市町村による、日々の生活に必要なサービスの維持への直接的な支援の動きも出てきているところでもあります。

道におきましては、これまでも、地域における買い物弱者をサポートする実証事業などの取り組みを支援してきたところではありますが、今後は、振興局を中心に、地域に必要なサービスの維持確保などのきめ細やかな実態把握に努め、将来にわたって安心して暮らしていける地域づくりに向けて、市町村の取り組みなどを支援してまいります。

次に、地域商業の活性化についてであります。道では、平成24年に地域商業活性化条例を制定し、商店街を初め、地域の関係者と一体となった、商業の活性化に向けた取り組みを推進してきているところでもあります。

こうした中、大型店と連携した地域イベントの開催といった動きも見られておりますが、一方で、商店街への未加入など、商店街と大型店等との連携が進んでいない地域もあるところでもあります。

道では、こうした地域商業の実態などを踏まえ、現在、地域商業活性化条例や地域商業活性化方策などの点検、見直しを進めているところであり、大型店等の事業者を、まちづくりに貢献する活動の担い手として位置づけ、地元商店街等との意見交換の場を設けるなど、関係者が、これまで以上に密接な連携協働のもとで住民の暮らしを支える地域商業の活性化が図られるよう努めてまいります。

次に、コンパクトなまちづくりについてであります。人口減少、高齢化が進む中、まちの活力の維持や、効率的、効果的な施策を進める上で、コンパクトなまちづくりは有効でありますこ

とから、道では、北の住まいるタウンの基本的な考え方を策定し、取り組みを進めているところ
であります。

また、国の立地適正化計画の取り組みを促しており、平成28年度末で、道内の13の市や町で計
画の作成に取り組み、都市計画マスタープランを策定した91の自治体のうち、約8割がコンパクト
なまちづくりを位置づけるなど、理解が進みつつあるものと考えております。

市町村が立地適正化計画を作成するに当たっては、都市の現状分析や、将来の姿を検討する必
要がありますことから、道といたしましては、連絡会議などを活用し、制度の周知や計画作成に
係る情報提供のほか、きめ細やかな助言などを行うとともに、北の住まいるタウンなどの先進事
例を広く周知するなど、道内において、コンパクトなまちづくりの取り組みが一層広がるよう努
めてまいる考えであります。

次に、地域交通の現状についてであります。本道において、持続的な公共交通ネットワーク
を形成する上で、バス路線は、通院や通学、買い物など、道民の皆様の暮らしに欠かすことので
きない大切な公共交通機関であります。モータリゼーションの進展や地域の人口減少などから、
利用者は減少しており、交通事業者の経営は一層厳しい状況にあります。

また、高齢により、自家用車を運転することができない方や運転免許を自主返納される方も増
加してきており、乗り合いバスを初めとする公共交通機関の重要性は、今後ますます高まってい
くものと認識をいたします。

次に、乗り合いバス事業の活性化についてであります。人口減少など、乗り合いバス事業を
取り巻く環境が今後ますます厳しくなると見込まれる中、道では、これまで、国の制度を活用し
ながら、乗り合いバス事業の維持確保に向けた補助や車両整備への支援を行うなど、地域交通の
確保に努めてきているところであります。

また、本年からは、バス事業者や関係市町村などとの密接な連携のもと、道独自のモデル事業
の実施を初め、乗り合いバス事業の生産性の向上に向けたさまざまな取り組みを進めるととも
に、国に対し、持続的な運行に必要な予算の確保や、地域の実情を踏まえた補助制度となるよう
求めるなど、今後とも、乗り合いバス事業の活性化に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、地域における医療連携体制の構築についてであります。医療機関相互の機能分担や連
携を進めるためには、医療関係者はもとより、市町村や住民代表の方々など、地域の関係者が幅
広く参加をする、2次医療圏ごとの地域医療構想調整会議において、十分な協議を行っていくこ
とが必要であります。

このため、道では、昨年12月に策定をした地域医療構想の目指す姿などについて、住民の方々
の御理解が得られるよう、地域住民向けのリーフレットを活用して周知を図るとともに、調整会
議において、他地域のすぐれた事例とその効果や、各種データ等の情報提供を行いながら、より
積極的に議論を進め、各医療機関の機能分担など、地域の実情に即した医療連携体制の構築に取
り組んでまいる考えであります。

次に、ヒグマ対策についてであります。ヒグマは、国際的には希少な野生動物に指定されて

いる一方、本道においては、人身被害や農業被害などが問題となっており、絶滅を回避しつつ、捕獲などの対策を適切に進めていくことが重要であります。

近年、人を恐れないヒグマが出現しておりますことから、道では、ヒグマ管理計画を策定し、モニタリングのデータに基づき、地域個体群の存続を図りつつ、あつれきを起こしているヒグマの捕獲を進めるとともに、人とヒグマの遭遇を防ぐルールやマナーの普及啓発を行っているところであります。

今後とも、こうした取り組みを着実に進めるとともに、研究機関や有識者などの御意見を伺いながら、市町村、狩猟団体等、関係機関と連携を強め、人里への誘引物の除去や追い払い方法といった適切な対応方針を策定するなど、ヒグマによる人身被害の未然防止に取り組んでまいります。

次に、災害対応に関し、まず、農業等の被害についてであります。台風18号の大雨や暴風、波浪などにより、農業関係では、リンゴの落果、水稻やデントコーンの倒伏、ビニールハウスの損壊のほか、昨年被災し、復旧工事中であった農地の冠水、また、水産関係では、漁港や、ホタテ、サケなどの漁業施設のほか、荷さばき場などの水産関連施設の破損といった被害が発生しているところであります。

このため、道といたしましては、引き続き被害状況の把握に努めるとともに、関係機関・団体と連携しながら、低利な農業制度資金の融通に関する情報提供や、農業共済組合に対する共済金の早期支払いに向けた働きかけ、さらには、被害があった農地や漁業・水産関連施設の速やかな復旧を進めるなど、農業者や漁業者の皆さんが安心して経営を継続できるよう、しっかりと対応してまいります。

最後に、河川の防災対策についてであります。芽室町の美生川においては、昨年の大雨により30カ所で河岸が決壊し、農地の浸水被害などが発生したため、応急対策として、大型土のうなどを設置し、早期復旧に向けて取り組んでいたところでありますが、このたびの台風18号により、一部の区間で再度被害を受けたことから、より強固な応急対策を実施するとともに、工事の発注時期を早めるなど、早急に対応することとしているところであります。

道といたしましては、このような事態が再び起こることがないように、河道内の堆積土砂や倒木の撤去など、適切な維持管理の実施に加え、昨年被災し、復旧工事が未着手の箇所については、その要因となっている資機材の確保などに向け、関係機関との調整を鋭意進めるとともに、入札参加要件の緩和など、さまざまな手だてを講ずることにより、一日も早い復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）市町村におけるインフラ老朽化対策についてであります。昨年度末までに、全ての市町村でインフラ長寿命化計画の策定を終えたところであり、道民が安

全に安心して利用できる社会資本の保全を図るためには、この計画が着実に推進されていくことが重要と考えております。

こうした中、昨年度実施した、老朽化対策推進等に係る市町村アンケートにおいては、技術職員数や技術力の不足、財源の確保等を課題とする意見が多く、道においては、技術力の向上に向けて実施している、橋梁など道路施設の現地見学会や点検講習会、下水道施設の技術研修会等の充実に取り組むとともに、老朽化対策に係る財政支援の拡充や予算の確保について、国などに対して提案要望しているところであり、今後とも、市町村のニーズを踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部建築企画監須田敏則君。

○建設部建築企画監須田敏則君（登壇）コンパクトなまちづくりに関し、空き家等対策についてでございますが、人口減少などを背景として増加が見込まれる空き家等の活用は、住宅ストックの循環利用はもとより、まちなか居住の推進を初め、防災や景観保全の観点からも重要であると認識しているところでございます。

道では、平成27年に、空き家等対策に関する取組方針を策定し、空き家情報バンクなど、さまざまな取り組みを進めており、このたび、いわゆる住宅セーフティーネット法の改正により創設された、高齢者や子育て世帯などの入居を拒まない住宅の登録制度は、空き家等対策にも有効でありますことから、本年10月の登録開始に向けて準備を進めております。

道といたしましては、市町村と連携しながら、自治体、関係団体を構成員とする北海道空き家等対策連絡会議などの場を通じて、制度の周知や登録住宅の充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めていく上からも、空き家が積極的に活用されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）乗り合いバスの利用促進に向けた取り組みについてでございますが、道では、本年8月、有識者や関係団体などで構成いたします乗合バス活性化戦略会議を設置し、十勝、上川、オホーツクの3地域におきまして、バス事業者や市町村などと緊密に連携を図りながら、バス事業の活性化に向けたモデル事業を実施しております。

この中では、運転免許を返納した方を対象とした利用促進策や、外国人観光客向けの周遊チケットの導入など、さまざまな取り組みを進めており、モデル事業の結果につきましては、他のバス事業者にも提供し、全道的な展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）地域医療に関し、まず、地域センター病院についてでございますが、地域の医療提供体制を確保するため、2次医療圏ごとに指定をいたしております地域センター病院におきましては、これまで、地域の中核的な医療を担うとともに、周辺の医療機関への

支援を行ってきているところではありますが、一部のセンター病院では、深刻な医師不足などの理由から、その機能を十分に果たせていない状況でございます。

このため、道といたしましては、今後、各圏域ごとに、地域センター病院に期待される機能や役割などについて協議を進めますほか、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣や設備整備に対する支援を行うなど、引き続き、地域センター病院が地域の実情に応じた役割を果たすことができるよう、その機能強化に取り組んでまいります。

次に、在宅医療についてでございますが、積雪寒冷で、広大な面積を有し、医療資源が偏在する本道におきましては、在宅医療を含めた切れ目のない医療・介護サービスが提供される必要があるものと認識いたしております。

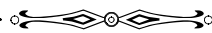
このため、道では、各圏域において多職種連携協議会を設置し、地域の実情を踏まえた医療・介護関係者の連携を推進いたしますとともに、在宅医療を担う医療従事者の育成や、ICTを活用した患者情報共有ネットワークの構築、遠隔医療システムの導入に向けた支援、さらには、心身の状況等に応じた適切な住まいの確保に向けた取り組みを行うなど、道民の方々が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護が連携した在宅医療提供体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 久保秋雄太君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



午後2時40分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

池端英昭君。

○5番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）イランカラテ。民進党・道民連合の池端英昭です。

質問に入る前に、このたびの大雨で各地に被害がもたらされましたが、被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、各地で農業被害が報告されている中、さらに重苦しい気持ちになる日欧EPAについてですが、今回の大枠合意は、地元への情報提供を欠いたまま、なし崩し的に行われたものだと感じています。

先日、中間取りまとめが報告されましたが、現段階での影響試算は示されませんでした。第1次産業への大きな打撃が懸念される中、とりわけ、酪農業においては、国内の生乳生産シェアで約5割を占める北海道であるため、最も大きな打撃をこうむることは容易に想像できると思いま

す。

今回の大枠合意は、I S D条項など、懸案となっている課題を先送りしたもので、今後の最終合意に向けた交渉は、まだまだ紆余曲折が予想されるところであります。知事は、このたびの日欧E P Aが本道にとって有効であると考えておられるのでしょうか。

むしろ、国に対し、日欧E P Aの枠組みから早期に離脱するよう求める姿勢を示すべき立場にいないのではないかと私は考えておりますが、知事の偽らざるお気持ちをお伺いいたします。

次ですが、さまざまな懸念が残る日欧E P Aについて、早期離脱が最も望ましい道だと考えておりますが、今回の大枠合意の影響が明確になっていないことから、T P Pと同じ轍を踏まないためにも、早期に影響額を取りまとめ、公表する必要があると思います。

その上で、最も効果的で効率的な対策をしっかりと講じることが正しい順序だと考えるのですが、現在、国内対策の具体的内容の検討が先行されようとしております。

これでは、全く順序が逆であり、具体的対策を講じるためにも、早期の影響額の取りまとめが急がれると考えますが、今後、どのように対応されるのか、知事の御所見を伺います。

次ですが、このたびの我が会派の代表質問でも取り上げていますが、道は、第5期北海道農業・農村振興計画において、主要品目ごとに、需要に応じた道独自の生産努力目標を設定していると承知しております。

そのような中、農水省は国内の食料自給率を公表していますが、米は98%となっているものの、大豆や小麦、牛肉、乳製品などは輸入に大きく依存している現状がうかがえます。

国は、現在、食用米から飼料用米への転換を進めているところであり、このたびの日欧E P Aでは、豚肉などの大幅な輸入が予想されることから、国産飼料の需要低下など、食料自給率をさらに低下させることが危惧されております。

道は、食料自給率について、カロリーベースで258%を目指しているところですが、このままでは暗雲が立ち込めることとなります。

基本的に日本人が食べるものは自国で賄う、このような、国すらも忘れかけている基本的な精神の形成について、北海道が先頭に立ち、牽引役となることが大変重要と私は思うのですが、今後、生産努力目標について、国内の品目別自給率に対応した目標の設定や、生産補給金等の創設を国に要請するなどし、北海道が、我が国の食料供給基地として、より一層、食料自給率の向上に貢献するお考えはないのか、知事の見解を伺います。

次ですが、道は、東京オリンピック・パラリンピックに向け、道内からの食材供給を目指し、今回の補正予算案で、普及指導員のG A P資格取得を推進する経費を盛り込んでいます。

東京オリパラまで、あと3年と迫っている中、仮に、東京オリパラでの食材供給を目指すのであれば、道の今回の取り組みは少し出おけているように感じます。

資格を持つ普及指導員の人数をただ単にふやせばよいというものではありませんし、他の国内産地との競争や、G A Pの取得によって生産物の価格に反映される効果、さらに、取得者の取得費用や更新費用の低減など、生産者にとっても消費者にとっても利益が享受できる食材供給を果

たさなくてはならないと考えます。

それには、さらに緻密で戦略的な取り組みが必要と考えますが、今のままでは、いささかギャップを感じてなりません。

ただいま指摘した点を踏まえ、残り少ない時間の中で、どのように進めるお考えか、御所見をお伺いいたします。

次ですが、昨年の新規就農者が前年比で23人減となったとの報道がありました。これは、1998年以来、18年ぶりの低水準だったということですが、内訳を見ますと、みずから農地を取得する新規参入が最も減少率が高く、次に、農家出身者の家業継承、そして、他の職業を経てからの家業継承というUターンが続いているようです。

この結果から見えてきた課題は、新規参入者に対する対応であります。年々、農家戸数が減少していることを考えれば、ストレートに家業を継承する方やUターン組も含め、増大させていくのは非常に厳しいと考えます。したがって、これからは、いかに新規参入に活路を見出せるか、これが重要なポイントになります。

現在行っている道の新規就農対策について、さらに参入しやすくすることが求められますが、道の認識並びに今後の対策について御所見を伺います。

次ですが、8月29日早朝、北朝鮮からミサイルが発射され、渡島半島と襟裳岬の上空を通過し、東方の沖合1180キロメートルの太平洋に落下しました。この事態を受け、道及び道議会は、翌日、防衛相に安全対策の徹底を要請しました。

一方、この緊急事態の発生時、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートによる情報が、旭川市や芦別市など11市町で伝わらなかったとの報道がありました。その原因としては、機材の不良や設定ミスといった初歩的なミスとされていましたが、これが現実の有事だったらと考えると、非常に背筋が寒くなります。

さらに、札幌市や小樽市など、道内の20市町村で自動伝達の手段がないことが判明いたしました。

道としてどのように対応されるのか、見解を伺います。

次ですが、道は、9月1日に、弾道ミサイルの落下を想定した訓練を、滝川市と岩見沢市の両市で行っています。この訓練は、本道にミサイルが落下すると想定した訓練でしたが、内容を拝見したところ、決して現実的な対応とは思えませんでした。

例えば、近隣の頑丈な建物への避難や、自宅の窓のない部屋に移動するということでしたが、ミサイル落下となれば、どれだけの効果が得られるのでしょうか。緊急エリアメールを受けてからおおよそ10分以内といった、わずかな時間の中での避難行動ですから、非常に厳しい現実があると考えます。

そこで、ミサイル落下時における現実的な避難を求める道民に対し、どのように指導されようとしているのか、知事の見解を伺います。

次ですが、私の地元では、会う方々から、ミサイル発射の際の避難について聞かれることがふ

えましたが、残念ながら、適切なお答えをすることができませんでした。

住民の皆さんがおっしゃる不安、御指摘や御意見については全く至当であり、そのような不安を取り除くための何らかの現実的な避難対策を考えなくてはならないと感じています。本州では、個人で地下シェルターを設置する動きが昨年より大幅に増加しているようです。

そこで、道として、啓発以外の対策として、何か取り組みを考えておられるのでしょうか、見解を伺います。

また、ミサイルを発射されないようにすることが、何よりも優先される対策であります。安全保障や外交問題については、政府あるいは国の専権事項ではありますが、先日の国連総会での、トランプ大統領のロケットマン発言や、安倍首相の対話ではなく圧力という発言など、強硬路線のみに突き進む状況に、果たして解決の道筋が立つのかと非常に不安が募ります。

穏健派の私としては、対話の道筋を開く不断の努力を置き去りにすることがないように、2発のミサイルが渡島半島を通過した北海道の知事として、打たせないためのもう一つのアプローチを国に強く求めるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次ですが、規制改革推進会議が、今度は、卸売市場改革を初めとして、農林水産業などの第1次産業に関連する規制改革の議論を本格化させています。とりわけ、卸売市場改革では、現行の、第三者販売の原則禁止、商物一致の原則、直荷引きの原則禁止などを見直しの対象とする方針を示しております。

これらの禁止項目について、現在、別会社をつくるなどの抜け道をつくり、市場を回避して取引される実態があり、現在の卸売市場の規制が市場経路率の低下を招いた一因と見ているようです。

もちろん、市場関係者からは、規制改革推進会議の唐突な改革提案に対して、市場流通の位置づけが変わるのではないかと、市場制度の根幹を維持してほしいなど、不安の声が上がっています。

私は、この改革が一体誰のために行われるのか、また、道民の台所でもある市場の変容がもたらす道民への影響を危惧していますが、知事として、この改革をどのように認識されているのでしょうか、見解を伺います。

次ですが、規制改革推進会議の一連の議論の一つとして、農業、水産業の成長産業化に向けた改革の徹底が挙げられています。その中で、合理的理由がなくなっている規制は廃止するとしていますが、農業生産者にかかわる問題として、産地の出荷物を卸売業者が必ず引き取ることを義務づけている受託拒否の禁止の規定の見直しに対し、生産者やJAにおいて強く懸念されています。

一般的に、生産者にとって販路が多く、また、引き取りが保証されることが望ましいのは申し上げるまでもありません。

私は、このような改革が平然と進められることは、日欧EPAなどでますます厳しい状況に置かれている本道の第1次産業の衰退を招くことになりかねず、本道として到底受け入れることは

できないと考えますが、知事の認識を伺います。

また、知事は、たびたび、第1次産業の皆さんに寄り添い、本道の基幹産業を守っていくというお考えを議会議論の中で表明されていますが、そのような態度を政府や国に積極的に発信していくお考えはないか、見解を求めます。

次ですが、道では、北海道スポーツ推進計画に基づき、第2期北海道スポーツ推進計画の検討を進めておりますが、今般の社会の変化を受けとめ、生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興、スポーツ環境の整備充実などを進められていると承知しています。

我が国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、次第に熱気が高まってきていますが、道も、札幌市とともに、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招致に取り組んでいます。

本道は、国際舞台で活躍するトップアスリートを多く輩出しており、道内の青少年の目標ともなっており、道として、アスリートの育成をさらに強める必要があると考えますが、道の認識を伺います。

次ですが、現在、東京都には、トップアスリートを育成する中核拠点であるナショナルトレーニングセンターが設置されています。

冬季競技については、既存のトレーニング施設が、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として国から指定されており、札幌市の大倉山ジャンプ競技場などが指定を受けていると承知しています。

北国の特性や優位性を生かしたこのような施設が多いことは、世界を目指す子どもたちの育成に大きく寄与するばかりでなく、北海道を世界にアピールできる有力な機会になります。

そこで、現在、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定について、どのような現状にあるのか、また、今後、どのように取り組まれるのか、伺います。

次ですが、真夏の7月、私の地元・石狩市で、ソフトボールの女子日本代表チームが5日間の強化合宿を行いました。5日間の合宿期間には、平日にもかかわらず、約2000人もの見学者が訪れ、大変なにぎわいとなりました。

また、選手たちが、地元の小・中・高の児童生徒たちに技術指導を行うなど、未来を担う子どもたちにとって極めて貴重な経験になりました。

一方、本道でのスポーツ合宿の現状についてですが、横ばい、ないし減少傾向にあり、さらに、地域偏在が見られます。特に、プロや企業での実施が、一部地域を除き、少ないように見受けられますが、今申し上げた効果を考えると、全道的な広がりや、それを起爆剤とした地域振興に期待が寄せられています。

そこで、道として、市町村の合宿誘致の推進を支援する必要があると考えますが、所見を伺います。

また、地域偏在に対する所見と対策についてもあわせて伺います。

次ですが、石狩湾新港地域については、大消費地である札幌市に隣接している地理的優位性を

生かして、これまで、食品製造業や物流関係企業が進出しています。

しかし、企業立地を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、石狩湾新港地域への産業の集積に向けて整備された石狩湾新港地域工業用水道の需要は伸び悩み、同工業用水道は、残念ながら、赤字体質から脱することができない状況になっています。

これらの課題の解決に向けて、企業誘致にさらに積極的に取り組み、水需要を拡大していくことが極めて重要であることは、もはや言うまでもありません。

これまでも、石狩湾新港地域開発連絡協議会や道を初め、関係市が企業誘致を進めていることは承知していますが、私は、道の役割をさらに強め、企業誘致の促進を加速させる必要があると考えます。今後の取り組みについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

次ですが、先ほど久保秋議員からも質問がありましたが、現在、過疎地域において、商店や診療所、また、ガソリンスタンドなどの民間事業者が撤退を余儀なくされております。先般の新聞では、ガソリンスタンドの撤退を受けた、伊達市の公設民営の取り組みが報道されたばかりであります。

詳細については、先ほど久保秋議員からございましたので、割愛いたしますが、そのような問題は伊達市だけの話ではなく、例えば、買い物難民、医療難民、交通難民などへの対応として、地域住民にとって欠かすことのできない公共的施設や事業を最低限維持するために、各自治体は大変苦慮している実態があります。

少子・高齢化や人口減少が続くであろう今後を想定した場合、人口減少に対する抜本的な取り組みはもとより、必要な施設等の維持のために、財政支援などの対症療法も必要ではないかと考えますが、久保秋議員に続き、私からも知事に認識をお伺いいたします。

次ですが、人口減少は、道内の市町村にとって、とても大きな問題であります。私の地元・石狩市を初め、当別町や新篠津村なども、この重要な問題に対して真っ正面から取り組んでおります。

知事は、人口減少問題を克服するために、将来への夢や希望を持ち続けることができる、活力のある地域社会、また、産業の発展と経済の成長、そして、雇用と所得の確保が欠かせないことなどを、新・北海道ビジョンの中で力強く訴えておられます。まさに、それらが実現すると、雇用の場の増加や所得の向上が見込まれ、人が住みつく好循環が生まれることになるでしょう。

しかし、それを実現するために具体的な事業構想や計画を策定している市町村は、各般の取り組みの中で、さまざまな規制あるいは財源などの問題にぶつかりながら、現在、推進を図っているわけでありませう。

私は、このように、創生総合戦略に基づき、地域再生に向けて具体的に取組もうとしている市町村に対し、道は心強い応援団でなければならないと考えております。

知事は、こうした市町村の取り組みに対し、どのように支援していくのか、御所見を伺います。

次ですが、意思疎通支援条例等については、意思疎通支援部会において長らく議論をされてき

ました。委員の皆様の御努力により、二つの骨子案が了承されることにたどり着きました。

私は、昨年から、部会の議論を何度も傍聴してきましたが、多様な障がいを持たれている方々を一刻くりにした意思疎通支援に関する条例ではなく、このたび、手話言語に関する認識の普及を図る条例と、その他の多様なコミュニケーション手段への理解の促進を図るための条例を個別に制定しようとしていることは、全国でも初の取り組みであります。

この条例の根本的な考え方として、障がい者を分け隔てなく捉えることはもちろん大切ですが、このテーマにおいては、条例の合理性という観点では解決できない課題が横たわっており、福祉的視点と文化的視点をしっかり分別する理解こそが、むしろ意思疎通支援において合理性を発揮するという考え方が部会の中で認められたわけでございます。

そこで、今議論になっている二つの条例について、知事は、我が会派の同僚議員の代表質問に対する答弁で、他県の先駆けとなるような条例を制定したいと答えられていましたが、どのような条例をイメージされているのでしょうか、伺います。

また、これまでの部会の議論では、全ての道民に対して、意思疎通手段への理解を促進させようとする渾身の願いが既に込められていると私は感じており、あとは、どの時点を決断の時期と判断するのか、それは紛れもなく知事御本人であります。

そこで、公約の当事者として、結論の期限をどのようにお考えか、伺います。

また、手話と、その他の意思疎通支援に係る二つの条例は、それぞれの性格を持ちながら、極めて密接な関係にあることから、同時制定がよいと考えておりますが、知事の御見解と、実現に向けた知事みずからの働きかけをどのようにお考えか、御所見を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。イヤイライケレ。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）池端議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、日EU・EPAについてであります。今回の大枠合意に伴う道の間取りまとめでは、豚肉の輸入の増加による国産価格の低下や、チーズの輸入の増加による道内農家チーズ等への影響、ホタテや日本酒等の輸出への期待などについてお示しをしたところであります。

私といたしましては、農林水産業をめぐる国際環境が一層厳しさを増す中、今後、関係団体とも連携しながら、国が講ずる施策が、本道の農林水産業の実情を踏まえ、その再生産の確保や競争力の強化が図られる万全な対策となるよう、国に強く求めるとともに、道といたしましても、生産を支える基盤づくりなど、必要な施策を積極的に展開してまいります。

次に、食料自給率の向上についてであります。本道農業が、安全、安心で、良質な農畜産物の安定供給を通じ、我が国の食料自給率の向上に重要な役割を担う中、今回の日EU・EPAの大枠合意により、本道の重要品目である豚肉やチーズ等の輸入の増加による影響などが懸念されるところであります。

道といたしましては、本道農業が、その競争力を強化することにより、主要品目ごとの需要を踏まえた生産努力目標を達成し、我が国の食料自給率の向上に一層貢献していけるよう、酪農や

畜産を初め、小麦、大豆といった畑作についても、投資意欲を後押しする体質強化対策、安定供給を図るための経営安定対策、安全、安心な道産品の消費拡大対策など、万全な対策の実施について、国に強く要請してまいります。

次に、新規就農対策についてであります。本道農業の持続的発展のためには、農家の後継者はもとより、農外からも、就農を志す人材を積極的に受け入れ、次の世代を担う農業者として確実に育てていくことが重要と認識いたします。

このため、道では、就農希望者への情報提供や相談対応、農業大学校における実践的な研修、教育など、国の事業や資金も効果的に活用しながら、就農の準備段階から就農後の経営安定までを総合的に支援する取り組みを進めているところであります。

加えて、本年度からは、高校への出前授業や、転職希望者への就農体験機会の提供などに取り組んでいるところであり、今後とも、関係機関・団体と一体となって、新規就農者の育成確保に、より一層努めてまいります。

次に、北朝鮮のミサイル発射に関する今後の対応などについてであります。北朝鮮が、国際社会からの非難や警告に耳を傾けず、国連安保理決議に明白に違反するミサイルの発射を繰り返したことは、断じて容認することはできないものであり、不測の事態を避けるためにも、国において、国際社会との連携のもと、適切に対応していく必要があるものと認識いたします。

このため、国に対し、毅然とした外交交渉の推進や、国民保護に万全の措置を講ずることなどを求めてきたところであり、今後も、国や市町村と連携協力し、ミサイル飛来時にとるべき行動について、わかりやすく、さらなる周知を図るなど、道民の皆様の安全、安心の確保に最大限努めてまいります。

次に、スポーツ振興に関し、アスリートの育成についてであります。本道出身の選手が国際大会で活躍する姿は、道民に夢と感動を与え、地域の誇りや活力をもたらすとともに、スポーツに親しむきっかけになるものと認識いたします。

このため、道といたしましては、本道の地域特性を生かし、カーリングやバイアスロンなど冬季スポーツを中心に、ジュニア選手の発掘、育成に取り組むとともに、昨年度から、女子7人制ラグビーの国際大会を開催し、女性アスリートの育成・強化モデルの構築を図っているところであります。

さらに、本年度から、車椅子バスケット、ボッチャなどパラスポーツの体験会やセミナーを実施しているところであり、私といたしましては、競技団体や、スポーツ振興に意欲的な市町村などと連携を強めながら、こうした取り組みの裾野を一層広げ、スポーツ王国・北海道から世界に羽ばたくアスリートの発掘、育成に力を注いでまいります。

次に、地域創生に向けた市町村への支援についてであります。市町村においては、地域創生の推進に向けて、創生総合戦略に基づき、地域産業の活性化や働く場の確保、さらには子育て環境の充実といった各般の施策に取り組んでいるところであり、道では、こうした取り組みに対し、戦略策定への支援を初め、コーディネーターの配置や職員派遣等による人的支援のほか、地

域づくり総合交付金などによる財政支援を行ってきているところであります。

今後、道といたしましては、こうした取り組みに加え、地域づくりの拠点である振興局が一体となって、市町村における地場産業の振興や定住化の促進などの施策展開に対して、国の制度などにかかわるきめ細やかな情報提供や、地域の実情を踏まえた支援施策の活用などを行い、実効ある地域創生の取り組みとなるよう、支援に努めてまいる考えであります。

次に、意思疎通に関する条例についてであります。このたび、有識者や障がい当事者の皆様の総意として、意思疎通支援部会において、基本的な考え方が取りまとめられたところであり、私といたしましては、これを踏まえ、条例案を早期に策定してまいる考えであります。

意思疎通支援に関する条例については、手話や点字だけではなく、身ぶり手ぶり、口文字など、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段があることを道民の皆様方に広く理解していただくとともに、通訳者など、これらを支援する人材の育成や、施策の推進体制などについて盛り込むなど、さまざまな障がいのある方にとっても、ない方にとっても意義のある条例としてまいる考えであります。

最後に、条例の制定時期についてであります。今後、条例案の策定に向けて、引き続き、意思疎通支援部会において、具体的な内容について丁寧かつ迅速な検討をお願いしているところであります。

私といたしましては、こうした部会での御議論をいただき、それぞれの条例案について検討を進め、パブリックコメントを初め、さまざまな方々から御意見を伺うなどして、二つの条例案を取りまとめてまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）EUとのEPAの影響などについてでございますが、日EU・EPAによる影響の試算については、関税のみならず、セーフガードの発動の見通しなど、試算の前提条件の設定が難しいと考えているところでございます。

こうした中、国は、今回の大枠合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針において、「経済効果分析も含め、本協定の効果を最大限に活かすために必要な政策の検討に着手する。」としており、道といたしましては、国における経済効果分析の動向などを注視しながら、本道の農林水産業が持続的に発展していけるよう、適切に対応してまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 農政部食の安全推進監森田良二君。

○農政部食の安全推進監森田良二君（登壇）第1次産業に関し、GAPについてであります。GAPは、安全な農産物の供給や経営の改善などを通じて、消費者の信頼の確保、競争力の向上にもつながる取り組みであり、本年3月に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準として、第三者認証によるGAPの取得が要件とされたところであります。

道といたしましては、GAPの導入を積極的に推進するため、普及指導員に指導資格を取得させ、農業者などに対し、講習会の開催や現地指導を行うとともに、費用の負担軽減にもつながる団体認証の取得や国の支援制度の活用を働きかけるなどして、東京オリンピック・パラリンピックへの道産食材の供給や販路の拡大を図ってまいります。

次に、規制改革に関し、卸売市場法の改正に伴う農業生産者への影響についてであります。国においては、現在、出荷物の引き取りを義務づけている受託拒否の禁止の規定も含めた、卸売市場法の見直しの議論を開始したところであります。

卸売市場は、農産物の公正で透明性が高い価格形成や、販売代金の迅速かつ正確な決済などの機能を有し、農産物の安定的な流通に重要な役割を果たしてきております。

道といたしましては、この見直しが、本道農業の競争力の強化や、農業者の営農意欲の向上につながるものが何よりも重要と考えており、引き続き、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）危機管理に関し、まず、住民への情報伝達についてであります。ミサイルの発射に伴いJアラートが作動した場合、地方自治体は、国から緊急情報を受理した後、防災行政無線や登録制メールなどで住民に情報を伝達することとなっておりますが、国の調査によりますと、現在、道内の8市町村において、こうした情報伝達手段を保有していないほか、8月29日にJアラートが作動した事案におきましては、国の発表では、道内の11の市と町で、住民への情報伝達に支障があったところであります。

また、Jアラートが作動した場合には、住民に対し、携帯電話事業者を経由して配信されるエリアメールなどが伝達されますが、携帯電話等を持たず、緊急情報が行き渡らない方々もおられることから、国や市町村と連携協力しながら、Jアラート作動時における情報伝達手段の多重化を進めるなど、さらなる改善に努めてまいる考えであります。

次に、避難行動の周知についてであります。ミサイルは、発射後、短時間で飛来する可能性が高いことから、ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について、道民の皆様にあらかじめ御理解いただくことが重要であります。

このため、道では、道民の皆様への周知を図る観点から、国が示した避難行動をホームページに掲載するとともに、市町村や報道機関に周知を依頼し、積極的な広報に努めてきたところであります。また、ミサイルが落下する可能性がある場合における対処について、住民の理解を促進する上で有効とされている、ミサイルの落下を想定した住民避難訓練を今月初めに滝川と岩見沢の両市において実施したところでございます。

道といたしましては、万が一の事態に備え、国や市町村と連携協力し、状況に応じてとるべき避難行動につきまして、引き続き周知を図るなどして、道民の皆様の理解がより一層深まるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）初めに、規制改革に関し、卸売市場についてであります。国では、少子・高齢化に伴う生鮮食料品の需要の減少や、産地直売、インターネット通販といった流通の多様化など、経済社会情勢の変化により卸売市場経由率が低下する中、合理的理由がなくなっている規制は廃止するため、卸売市場法を抜本的に見直すこととしているところでございます。

卸売市場は、生産者にとっては身近な出荷先の一つとして、また、地域の小売業者にとっては、多種多様な品目を安定的に購入することができる仕入れ先としての機能を有しており、重要な社会インフラでありますことから、道といたしましては、地域の取引実態を踏まえ、生鮮食料品の円滑な流通や道民の方々への安定供給が維持されますよう、国の動向を注視してまいりる考えでございます。

次に、石狩湾新港地域の企業誘致に関しまして、工業用水道の需要拡大に向けた取り組みについてであります。道におきましては、これまで、関係部局、石狩開発株式会社で構成いたします需要開拓促進連絡会議において、企業誘致活動や水需要に関する情報の共有を図るとともに、各種セミナー等で工業用水のPRを行うなど、需要拡大に取り組んできており、こうした中、需要が見込まれる企業の立地の動きも出てきているところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みを引き続き行うとともに、石狩湾新港地域の、大消費地に隣接するという地理的優位性、国際コンテナターミナル等の港湾機能を生かし、道外で食関連企業などを対象に開催するセミナーや、現地視察会の実施などを通じ、地域の魅力を発信して、工業用水の有効活用につながるよう、企業誘致に取り組んでまいりる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）本道のスポーツ振興に関し、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設についてであります。現在、東京に、国際基準のトレーニング環境を備えた中核拠点が設置されているほか、冬期間や、海洋、水辺で実施される競技などの拠点といたしまして、全国で38施設が指定されております。

このうち、本道におきましては、大倉山、宮の森の両ジャンプ競技場を初め、西岡バイアスロン競技場、苫小牧白鳥アリーナ、明治北海道十勝オーバル、網走のパラバイアスロン射撃場の計5カ所が指定を受けております。

道といたしましては、国のスポーツ基本計画に掲げられた国際競技力の強化に向けた取り組みに呼応し、トップアスリートのトレーニングの適地としての本道の優位性をしっかりPRするなどして、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定、拡充について国に働きかけてまいります。

次に、スポーツ合宿の誘致についてであります。スポーツ合宿は、地域のスポーツ振興はも

とより、観光振興、国際交流など、地域の活性化にも意義があるものと考えているところであり
ます。

現在、道内各地の市町村では、国際スポーツ大会の合宿誘致が活発化しており、2018年平昌オ
リンピック・パラリンピックに向けては、伊達市や美深町での海外チームの合宿が決定してお
り、2019年ラグビーワールドカップに向けましては、江別市など8自治体が、公認チームキャン
プ候補地として申請しておりますほか、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けまして
は、現在、名寄市、士別市、網走市、釧路市がホストタウンとして登録され、受け入れ準備に取
り組んでおります。

道といたしましては、今後とも、こうした先進事例を全道各地に広めるとともに、国内外の競
技団体の関係者などから、施設や練習環境等のニーズを伺いながら、合宿誘致に意欲的な市町村
との連携を強め、誘致活動の促進や円滑な受け入れを支援してまいります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）過疎地対策に関し、日常生活に必要な施設についてでありま
すが、住民の方々の暮らしを守っていくため、生活に欠かすことのできない施設等が身近にある
ことは重要であります。人口減少が進む中、地域においては、民間事業者の撤退などを受け、
生活に必要な機能の維持を図るため、これまで基本的に民間事業者が担ってきた商業施設などの
運営に対して、市町村が直接的に支援する動きも出てきているところでございます。

道においては、これまでも、地域における買い物弱者をサポートする実証事業などの取り組み
を支援してきたところでございますが、今後は、振興局を中心に、地域に必要なサービスの維持
確保などのきめ細かな実態の把握に努め、将来にわたって安心して暮らしていける地域づくりに
向けて、市町村の取り組みなどを支援してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 池端英昭君。

○5番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ御答弁をいただきましたが、指摘
を交えて、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、日欧EPAについてですが、先ほどの答弁で、農林水産業をめぐる国際環境が厳しさを
増しているとの認識が示されました。その認識が知事にあることに、わずかながら、ほっといた
しましたが、私は、その認識のもと、日欧EPAからの離脱といった選択をお勧めしているわけ
であります。

しかし、知事は、それに対して正面から答えることはなく、国に対し、再生産の確保や競争力
強化が図られる万全の対策を求めようとされております。私は、我が国の食料自給率がこのまま
低下していくことへの懸念もあわせて質問をいたしました。知事の御答弁はとても残念でなり
ません。

私は、生き残ることができたわずかな生産者が再生産できるといった消極的な状況ではなく、

今以上に多くの生産者に、第1次産業に意欲を持って携わっていただけることを望んでいるものであり、それが北海道の一番の強みであると確信しております。

そのためには、生易しい見解や対応では到底成就されるわけありませんし、リーダーによる強い信念と決意、そして行動力が何より重要であります。

知事の農業振興にかける強い決意を改めて伺い、確認させていただきたいと思います。

次ですが、日欧EPAに係る国内対策について、試算の前提となる条件が現在確定していないとの理由から、国の経済効果分析を待って、その後、適切に対応されるということでありました。生産基盤整備や経営強化といっても、一朝一夕に整えられる話ではありません。

これまで、本道農業の未来に向け、持続的な再生産が行われるために、さまざまな施策を講じてきましたが、農家戸数の減少に歯どめがかからない現状にあります。

私は、もっと危機的な意識を持って、基本的な農家の戸別所得が確保され、安定的な農業経営が行われるよう、さらなる対策を講じる必要があると感じており、その点を強く求めたいと思います。

次ですが、現在、世界の各国には、それぞれの基準によるGAPが存在しています。それらが統一されることが望ましいとは考えますが、それには、まだまだ相当の時間がかかるでしょう。

道産食品輸出1000億円を目指す本道として、当面、東京オリパラに照準を合わせ、グローバルGAPの取得を進めるとしてはいますが、私は、東京オリパラ以降がむしろ重要と考えております。

一日も早く、JGAPが世界標準をリードし、安価な取得・更新費用で、安心、安全な食品が供給でき、さらに、比較的小規模な農家でも煩雑な生産管理工程に取り組めるようになることを求め、これも指摘とさせていただきます。

次ですが、私の地元では、農園で、倉庫を改装した農園カフェを開設するなど、特色ある取り組みをされている農家があります。先日、寄ったところ、自家製野菜をふんだんに使ったサンドイッチやサラダボールなどがありましたが、とれたての野菜ということもあり、大変しゃきしゃきしていて、おいしくいただきました。

そこは主に奥様とお嬢様が運営をされていましたが、女性が農業に携わったり、このように女性の視点でお店が運営されて、地域の活力になっていることは大変よいことだというふうに思っております。そのような実態を見て、これからの農業にとって大きな可能性を秘めているのは、やはり女性の活躍だと確信した次第であります。

ぜひとも、農業や食の魅力について女性の皆さんに御理解いただける取り組みを、これまで以上に積極的に進められるよう求め、こちらも指摘とさせていただきたいと思います。

次に、危機管理対策についてでございます。

先ほどの御答弁から、やはり、知事は、強硬路線の追従、追認、容認しか考えておられないことがわかりました。

国際社会が連携し、毅然として対応することはもちろん大切です。しかし、それがワンパター

ンではないにしても、追い詰められることで、最後の手段に及ぶ可能性が強まるおそれがあります。

私は、もう一つのアプローチであるカードを誰が出すのかと聞いたら、それは紛れもなくアメリカや我が国が持っていると考えております。そのカードを切るタイミングの問題はあるでしょうが、トランプ大統領と一緒にあって過激な発言や態度ばかりを繰り返していると、引くに引けなくなるおそれがあると思います。やはり、お互いが冷静になるよう促し、対話の場に引き込むことこそ、最も大切だと考えております。

先ほど質問した避難訓練でもわかったように、ミサイル攻撃からの避難には、残念ながら限界があります。

道民の生命と財産を守らなければならない北海道知事として、申し上げたようなメッセージを政府に訴える責任があると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

次ですが、石狩湾新港地域における企業誘致と工業用水道事業は、まさに表裏一体です。

さらに企業立地が進むよう、インセンティブ対策に取り組むなど、企業誘致を進められるよう求め、こちらも指摘とさせていただきます。

最後に、意思疎通支援条例についてであります。

知事が9月11日の意思疎通支援部会に出席されたとき、委員から大きな拍手が起こりました。知事の関心のほどが部会の皆さんに伝わり、あのような拍手が起こったものと感じております。それだけ、委員の皆さんも知事のリーダーシップに期待されているあらわれだと、私なりに感じた次第であります。

手話に携わる関係者は、手話という言語を、聞こえない人たちだけのものではなく、道民の全ての皆さんのものと思っていただけるような条例になってほしいと考え、多様な障がいを抱える方々が、障がいのあるなしを超え、誰とでも意思疎通ができることが当たり前の社会になるような条例になってほしいと考えています。

既に、激しく降り注いだ雨は上がり、まさに地固まる時期に来ています。知事には、もう一度、近いうちに出番があるのではないかと考えますし、部会の皆さんもそのように期待されていると思います。

締めくくりについては、やはり、知事みずからの行動によって責任をとられるべきと考えますが、知事の決意を改めて伺いたいと思います。

以上、私の再質問は終わりますが、知事には、これらの質問の一つ一つを道民の声と捉えていただき、ぜひ、前向きな答弁を期待いたします。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）池端議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、本道農業の振興についてであります。北海道の農業は、関連産業と結びつき、地域の経済や社会を支える重要な役割を担うとともに、安全、安心で、良質な食料を安定的に供給することにより、我が国の食料自給率の向上に大きく貢献しているものと認識をいたします。

私といたしましては、農業をめぐる国際環境が一層厳しさを増す中、今後とも、農業者の方々が意欲を持って営農に取り組める環境をつくり、北海道はもとより、我が国にとってもかけがえのない本道農業の持続的な発展を図っていくという強い決意と信念のもと、その振興のための施策の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、北朝鮮問題についてであります。北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なう、重大かつ深刻な脅威であり、私といたしましては、北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことがないように、我が国を初め、米国、韓国、中国及びロシアなど関係各国や国際社会が協力して対応していくべきものと考えているところであり、これまでも、道民の生命、財産を守るため、国に重ねて要望してきているところであり、今後とも、さまざまな機会を捉えて訴えてまいります。

最後に、意思疎通支援に関する条例などについてであります。私は、先日、意思疎通支援部会に出席させていただき、基本的な考え方について直接お伺いをいたしましたところであり、

その際、条例の具体的な内容などについて、引き続き、丁寧かつ迅速な御議論をお願いしているところであり、皆様方の総意のもとで取りまとめていただいた思いを十分に受けとめ、条例案に反映し、私自身が先頭に立って、障がいのある方とない方の心と心が結ばれる社会をこの北海道でつくり上げてまいる考えであります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 池端英昭君の質問は終了いたしました。

佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の佐野弘美です。

質問に先立ち、このたびの台風・大雨災害によって被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、知事及び教育長に質問いたします。

初めに、自衛隊の新たな演習場外訓練等についてです。

陸上自衛隊は、今月16日から、北部方面隊総合戦闘力演習——総合訓練を行っています。北部方面隊によれば、人員が約1万7000人、車両が3200両、航空機が約50機、艦艇が2隻参加するという、極めて規模の大きい地上訓練です。この訓練では、自衛隊施設や演習場以外の道内の施設等が広範囲に使用されると伝えられています。

このような訓練は過去に例がなく、演習場外で行うことは、市民生活にも重大な影響を及ぼすことが予想されます。

道民の安全、平穏な暮らしに影響を及ぼすこのような事態を知事はどのように把握し、どう受けとめているのか、伺います。

道内では、8月に、陸上自衛隊と米海兵隊との共同訓練が過去最大の規模で実施され、墜落・死亡事故や故障を起こし続けているオスプレイが、夜間訓練や、事前通知がされない飛行訓練を繰り返し、道民に不安を与えたばかりです。

今回の訓練において、弟子屈町では、あろうことか、小学校のグラウンドの跡地で、地对艦ミサイル発射台の設置訓練を行うなど、道内全域の市町村で演習場外の訓練が計画されています。

このように、北海道の軍事基地化ともいべき事態が進められていることについて、道民の安心、安全を守る立場の知事はどう対応されるのでしょうか。

市町村任せではなく、道として、北海道を軍事基地化するような演習場外訓練の実施に対して反対の意思を表明すべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、生活保護についてです。

2013年度からの生活保護基準の大幅な切り下げが受給者の生活を脅かしています。生活保護の捕捉率が2割程度と言われる中で、生活保護の受給資格があるのに受けられないでいる人の収入に合わせて生活保護基準を切り下げ続ければ、生活水準が果てしなく低下します。

立教大学の木下武徳教授が、2015年に、道内で生活保護受給世帯を対象に行った調査では、1日に2食しか食べない世帯が38%に上り、そのうち、7割が経済的理由でした。

住居については、築年数が21年から30年が30%と最多で、31年から40年が27%、41年以上が17%と、かなり古く、すき間風が吹き、台所や専用トイレがないなどの劣悪な住環境に置かれているケースもありました。

親族の冠婚葬祭に出席できなかつた世帯は64.8%で、うち、8割超が金銭的な理由と答えました。

生活保護の家賃基準では、築年数が経過した住居を選択せざるを得ず、香典や、結婚、出産のお祝いなどを捻出できない実態が明らかになりました。

食事を制限し、人づき合いもままならないこうした生活は、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を満たしているとは到底言えません。

知事は、こうした実態についてどう受けとめるのでしょうか。また、道としてどう対応するのか、伺います。

特に、冬の暖房費はまさに命綱です。冬季加算の削減によって、生活扶助からの暖房費用の支出を余儀なくされ、さらに生活を切り詰めざるを得ません。

築年数が20年以上ともなれば、断熱性能が低下し、すき間風も入ります。ストーブを常時つけていないと暮らせないのに、火をとめたり小さくしたりして、日中でも布団にくるまってじっと耐え、低栄養も重なることで、体力、免疫力の低下につながり、体調を崩しかねません。

生活保護基準に満たない低所得を標準とし、さらに、生活保護の冬季加算を減額することは、健康で文化的な最低限度の生活どころか、命を脅かす事態を招くものであり、到底認められません。

道は、冬の道民の命に直結する冬季加算の減額を認めず、受給者への支援を実施すべきではありませんか、伺います。

憲法25条で保障された生存権を具現化した制度が生活保護制度であり、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を満たすことができない生活保護制度の基準は、見直さなければならな

いと考えますが、道の認識と対応を伺います。

次に、アイヌの遺骨の返還促進等についてです。

道では、2020年4月の民族共生象徴空間のオープンに向けて取り組みを進めているほか、イランカラッテキャンペーンの推進などに取り組まれています。一方で、8月19日に、北海道大学医学部に収蔵されていたアイヌの遺骨の63体が浦幌アイヌ協会に返還され、アイヌの伝統儀式によって埋葬されました。今月16日には、紋別アイヌ協会に4体が返還されました。浦河でも、昨年、遺骨の返還が行われています。

北海道大学に親族の遺骨の返還を求めて拒否されたアイヌの訴えがきっかけとなり、学術研究の名のもとに持ち去られたアイヌの遺骨がコタンに帰ってきているということです。

北海道の知事として、このことをどのように受けとめているのか、伺います。

しかし、アイヌの遺骨は、なお、1700体以上が持ち去られ、大学等に保管されたままです。大学等は、身元がわかった遺骨は返還すると言いますが、持ち去った場所が明らかな遺骨は、地元のアイヌ協会などを通じて、もとの場所に戻すのが当然だと考えます。

長い年月が経過し、受け入れ側の環境も変わってきていることから、返還の促進について知事はどのように考えるのか、伺います。

遺骨の返還を機に、アイヌの伝統儀式が改めて見直され、民族の意識や誇りを取り戻すきっかけになっています。

知事が民族共生をうたうのであれば、民族の誇りを奪う同化政策などの歴史を正しく伝えることが大切です。

また、アイヌを取り巻く環境に鑑みますと、進学率や生活の向上の対策が欠かせない重要課題だと考えます。

知事の見解と今後の取り組みについて伺います。

次に、カジノの道内への誘致による悪影響等についてです。

I R誘致の動きが国内外で活発化し、海外のカジノ事業者は、新たな市場として日本に期待をしていると報道されています。

国会の解散が目前と言われ、I R実施法の行方がわからなくなる中、これまで、政府は、世界最高水準のカジノ規制を誇ってきましたが、検討会議などの段階で、既にその規制に対する不満も出ています。

参入企業が、収益を見込めないからと規制に難色を示すことなどによって、規制が緩められるおそれはないのでしょうか。知事はどう見越しているのでしょうか、伺います。

北海道立精神保健福祉センター所長の田辺等医師の報告によると、同センターに来所相談に訪れたギャンブル依存症患者の大半が、パチンコ、パチスロを行っており、市場規模とも一致します。

田辺医師によると、ギャンブル依存症は、薬物依存症と同様の病変を引き起こす深刻な病気であり、その転帰は、自殺、犯罪、仲間とともに一生治療を続けるという三つのうちのどれかしか

ないとのことです。自殺や自己破産、横領、窃盗、離婚、ネグレクトなど、社会的損失ははかり知れません。

道は、先般、健康づくり道民調査において、飲酒習慣についての調査はされましたが、ギャンブル依存症には目をつぶっています。

ギャンブル依存症の実態調査に取り組むとともに、専門の医療機関、窓口をふやし、民間の患者団体等との連携に取り組むべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、北海道住宅供給公社の事業計画の見直しの実効性等についてです。

知事は、先日の記者会見で、特定調停に基づき公社が行う事業や債務の返済などを私どもが指導監督しながら進めてきたところであると、胸を張っておられました。

しかし、2015年度の包括外部監査で指摘を受け、長期事業未収金における不明残高や、南幌町みどり野団地の土地評価損などにより、約35億7000万円が、この2年間の住宅供給公社の決算で特別損失として処理されました。当初見積もっていた収入が見込めなくなったほか、道への返済も大幅に未達となっている現状から、公社の事業計画を見直すに至ったのです。

道への返済は先送りするという見直しの内容について、知事はどう考えているのか、改めて伺います。

札幌市の季実の里団地では、戸建て用地の残区画数も少なくなり、割賦債権も順次完済され、今後、収入が減少し、返済資金の確保が難しくなることが予想されます。見直し後の内容では、住宅金融支援機構へは、今後16年間で98億円を返済し、その後、道へは、2050年度までに完済することになっています。

しかし、これまで住宅供給公社への指導監督責任を果たせなかった道の説明では、33年後までの長期間を見通して、果たして計画どおりに返済することができるのか、疑問であり、信用できません。

どのような考えで返済の見通しを立て、今後、道としてどのように管理監督の責任を果たしていくのか、伺います。

次に、給付型奨学金等についてです。

安倍首相は、ことし1月の施政方針演説で、「どんなに貧しい家庭で育っても、夢をかなえることができる。そのためには、誰もが希望すれば、高校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければなりません。」と述べました。

北海道子どもの生活実態調査では、親の年収が低くなるほど、進学を望まない割合がふえている実態が明らかになりました。

このような事態は、これまでの道の施策の中で起こっていることですが、知事は、経済的理由により進学できない本道の実態をどう考えるのでしょうか。

また、知事が4期にもわたって道政のかじ取りをされ続けても、なお、このような事態が残されていることに対して、何が問題だと考えているのでしょうか、伺います。

今や、学生の約半数が奨学金を利用し、子どもが高校生になっても、自身の奨学金を返済し続

けなければならない人が4.6%もいる実態が調査結果で示されています。

国は、今年度から給付型奨学金制度を導入しましたが、その予算は2万人分と、2015年に大学や短大に進学した58万3533人のわずか3.4%でしかありません。

給付型奨学金制度の早期の拡充は待ったなしと考えます。国に早期の拡充を求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

また、国任せでなく、道独自の給付型奨学金制度を検討すべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、主権者教育についてです。

第5次北海道教育長期総合計画素案には、主権者教育の推進が、キャリア教育の充実の一つとして記載されています。

主権者教育とは、本来、人格の完成を目指した教育において、みずからが主権者としての権利意識を学び、平和で民主的な国家の形成者として必要な資質を育むものであり、キャリア教育の下に主権者教育があるわけではありません。

教育長期総合計画素案では、主権者教育自体の定義も明記されておらず、主権者教育に対する道教委の姿勢が驚くほど低いと、懸念を抱かざるを得ません。

主権者教育を施策項目の一つとして確立して、主権者教育を充実し、積極的に推進していく必要があると考えますが、いかがか、教育長に伺います。

次に、不登校対策等についてです。

道は、不登校児童生徒に対し、さまざまな支援を行っているとは承知していますが、全国の不登校児童生徒は、この20年で2倍以上に増加し、本道においても、直近の調査では、小・中・高を合わせて5000人を超え、特に、小中学校では3年連続で増加しています。

多くの児童生徒にとって、学校が安心して通い学べる場ではなくなっていることを示唆するものであり、憲法が保障する学習権からも遠ざかっていると危惧します。

こうした中、昨年9月の国の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中では、不登校を問題行動と判断しないこと、また、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭することなどに加え、不登校が生じないような学校づくりや、組織的、計画的な不登校児童生徒への支援を積極的に推進することが示されたところです。

道教委では、こうしたことを踏まえ、今後、不登校対策をどのように進めていくのか、教育長の所見を伺います。

私は、さきに、札幌市内のフリースクールを訪問し、お話を伺ってきました。そこには、一人一人の児童生徒がみずから課題に取り組み、集団の中でかかわり合い、協調しながらつくり上げていく教育実践がありました。

現在では、フリースクールに通うことで、在籍校において出席と認められるケースも年々ふえてきていると聞いており、新たな学びの場としての認知も進んでいるようです。

不登校児童生徒に対し、学校以外の多様な教育機会や、休養するための居場所を確保すること

は大切であり、特に、多様な学びの機会として、フリースクールは重要な役割を担うものと考えますが、道教委として、フリースクールへの支援にどう取り組もうと考えているのか、教育長の見解を伺います。

最後に、教職員の働き方についてです。

教育委員会が行った、北海道内の公立学校における直近の教育職員の勤務実態調査により、国が示す過労死ラインの週に60時間以上の勤務をしている教諭は、小学校で23%、中学校で47%、高校では35%にも上っていることがわかりました。疲れ切った状態で児童生徒に向き合うことは、子どもたちの人格形成にも大きな影響を与えます。

長時間労働の解消は緊急を要する課題ですが、教育長の認識を伺います。

とりわけ、副校長、教頭の時間外勤務が苛酷な状況です。

この現状への認識を伺うとともに、こうした実態を引き起こす要因について、どう分析されているのか、伺います。

長時間労働を解消するためには、服務監督権者である教育委員会が、教職員の勤務時間を適切に把握することが必要不可欠です。

6月には文科省から通達も出ていますが、勤務時間の把握について、どのように取り組んできたのか、伺います。

長時間勤務の解消に向けた道教委の取り組みでは、抜本的な対策になっていないと言えます。

教職員の時間外勤務等の解消に向けては、業務量の削減と教員の増員なしには問題解決に至らないと考えますが、どう取り組まれるのか、教育長の見解を求めます。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、自衛隊の道内における訓練についてであります。自衛隊は、関係法令に基づき、各種の教育訓練を行っており、閣議で決定された防衛大綱や中期防衛力整備計画においては、北海道の良好な訓練環境を一層活用し、効果的な訓練を行うとされているところであります。

私といたしましては、本道で実施されるいかなる訓練においても、道民の皆様方の安全、安心の確保が何よりも重要と考えるところであり、演習場外での訓練も含め、国の責任において安全管理の徹底が図られる必要があるものと考えるところであります。

次に、生活保護制度についてであります。国民は、全て、健康で文化的な最低限度の生活が保障されており、そうした中で、生活保護制度は、セーフティーネットの役割として不可欠な制度であると認識をいたします。

生活扶助基準については、5年に1度、検証を行うこととされており、現在、国では、平成30年度の基準見直しに向けた検討が行われていると承知をいたしております。

道といたしましては、国に対し、広域かつ積雪寒冷である本道の実情を伝えながら、生活保護の基準が地域特性を十分踏まえたものとなるよう要望しているところであり、今後とも、保護を

必要とする方々が適切な支援を受けられるよう努めてまいります。

次に、アイヌ政策の課題などについてであります。我が国の先住民族であるアイヌの人たちは、明治期以降のさまざまな政策により、伝統的な生活や生産手段を失い、また、文化面等でも差別を受けるなど、苦しい生活を余儀なくされたという歴史的事実があったと認識いたします。

道では、こうした経緯を踏まえ、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、住宅の整備や生活環境の改善を初め、教育の充実、産業、雇用の振興など、各種施策を総合的に推進してきているところであります。

現在、国においては、アイヌ政策の再構築に向けて、立法措置を含め、総合的な検討を進めることとしているところであり、道といたしましては、こうした国の動きも踏まえながら、アイヌの人たちの歴史や文化への一層の理解の促進に努めるとともに、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ協会や市町村等と連携をし、しっかりと取り組んでまいります。

次に、I Rに係る国の対策についてであります。I Rについては、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になると期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるものと認識いたします。

本年7月に示された、国のI R推進会議の取りまとめにおいては、依存防止対策として、日本人及び国内に居住する外国人に対する入場回数の制限や、マイナンバーカードによる本人確認、事業者が実施する依存防止措置など、厳しく規制する考え方が示されたところであり、道といたしましては、こうした国の検討状況を注視するとともに、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計が確実に行われるよう、引き続き、国に対し必要な対策を求めてまいります。

次に、北海道住宅供給公社に関し、まず、事業計画の見直しについてであります。公社では、平成27年度の包括外部監査の指摘を踏まえて行った会計処理が、特定調停に基づく将来の返済計画に影響を及ぼすことがないよう、本年度、事業計画の見直しを行い、住宅金融支援機構に対する債務は45年度に完済し、道からの借入金についても、62年度までに完済する計画としたところであります。

道といたしましては、特定調停のスキームに即して、公社経営を維持していくためには、住宅金融支援機構の返済が終了するまでの間、現行計画よりも道への返済額が減少することについては、やむを得ないものと考えたところであります。

次に、返済の見直しについてであります。住宅供給公社では、今回の見直しに当たって、保有する業務用地の賃貸化や賃貸資産の有効活用、公社の事務管理経費の削減などにより、新たな返済財源の確保を図り、住宅金融支援機構及び道に対して債務を完済する計画としたところであります。

道といたしましては、公社が計画を着実に実行し、債務を返済していくことが重要と考えているところであり、引き続き、担当副知事をトップとする運営監理委員会において、進捗状況を把握するとともに、随時、専門家の意見を伺うなどして、公社経営の指導監督の強化に努めてまい

る考えであります。

最後に、大学生等に対する修学支援についてであります。国による給付型奨学金制度は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない若者の大学進学を後押しする上で、有効な手段の一つと考えるところであり、道では、1人でも多くの若者がこの制度を活用できるよう、制度の拡充について提案要望を行うとともに、全国知事会においても、国に対して強く要請してきているところであります。

本制度は、来年度から本格実施をされることとなるところであります。私といたしましては、本道の全ての若者が夢と希望を持って未来へ羽ばたいていけるよう、引き続き、国の制度の実績や課題等の把握に努めるとともに、全国知事会とも連携しながら、修学支援の充実に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）自衛隊の訓練についてであります。自衛隊は、演習場内だけでは訓練できないさまざまな地形に対応するため、地元市町村や土地所有者などの承諾を得た上で、演習場外においても訓練を実施する場合があります。と承知いたしております。

このたびの北部方面隊の訓練につきましては、自衛隊から、各種の事態に対処する能力の向上が目的であると、事前に説明をいただいております。道といたしましては、道内で実施される訓練については、道民の皆様方の安全、安心が確保されることが何よりも重要と考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）生活保護に関し、まず、生活扶助基準についてでございます。国では、全国消費実態調査等をもとに、一般低所得者世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかなどについて、専門的かつ客観的な検証を行った上で、生活扶助基準を設定しているところでございます。

また、この水準は、その時々を経済情勢の変化や国民の社会通念などの影響を受けるものでありますことから、5年に1度、検証を行うこととされております。

この生活扶助基準は、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものとして、国が定めているものでございまして、道としては、訪問調査などを通じて把握した、生活保護受給世帯の生活状況や健康状態に応じ、必要な保護を行うなどして、適切な生活水準が維持されるよう支援してまいります。

次に、冬季加算についてでございます。現行の冬季加算は、平成27年に見直され、傷病や障がい等で常時在宅する方がいる場合などは、特別基準として加算額を1.3倍にすることができるとされたところでございます。

道といたしましては、こうした特別基準が適切に運用されるよう、保護を決定、実施する福祉事務所に対して指導しているところであり、国に対しては、冬季加算が、積雪寒冷である本道の地域特性に即したものとなるよう、引き続き要望してまいります。

最後に、ギャンブル等依存症対策についてでございますが、現在、国では、ギャンブル等依存症対策の強化に向けて、実態把握のための全国調査を実施しており、今後は、この調査結果等を踏まえ、専門的な医療体制の構築や、依存症相談拠点の設置等の対策の検討が行われるものと承知をいたしております。

道といたしましては、これまでも、精神保健福祉センターや保健所における、本人、御家族への相談支援のほか、自助グループの育成、相談対応等の技術的な助言、地域での学習会やホームページ等を活用した啓発、支援者向けの研修会の開催などの依存症対策を進めてきたところでございます。

今後は、国として、関係行政機関が連携し、必要な取り組みを講じていくこととされており、道といたしましても、市町村や医療機関、民間団体等との連携のもと、ギャンブル等依存症から回復したいと思っている方々への支援に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）アイヌの人たちの遺骨の返還についてであります。国では、平成25年6月に決めました、アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方に基づき、各大学等に保管されているアイヌの遺骨につきまして、関係者の理解と協力のもと、遺族等への返還が可能なものは、アイヌの人たちへの返還に努めることとしております。

直ちに返還できない遺骨等につきましては、国が主導して、民族共生象徴空間の慰霊施設に集約し、アイヌの人たちによる受け入れ体制が整うまでの間、適切な慰霊と管理を行うこととされているところであります。

また、各大学等におきましては、個人が特定されていないアイヌの遺骨等につきまして、その特定に努めていると承知しており、道といたしましては、アイヌの人たちの意向に沿ったアイヌの遺骨の早期返還に向けた取り組みが進んでいるものと認識しております。

次に、遺骨の地域への返還についてであります。大学が保管するアイヌの遺骨等のうち、個人が特定された遺骨等につきましては、平成26年6月に国が決めました、返還手続に関するガイドラインに基づき、昨年9月より、各大学において返還手続が進められております。

また、本年5月に開催された国のアイヌ政策推進会議におきまして、出土地域が明らかな遺骨等の地域返還の基本的な考え方が示され、今後、アイヌの人たちの意向に沿って、その取り扱いを検討するとされたところであり、道といたしましては、引き続き、アイヌの人たちの尊厳ある慰霊が着実に進むよう、国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君。

○保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君（登壇） 給付型奨学金等に関し、子どもの進学についてでございますが、このたびの子どもの生活実態調査において、進学意向について尋ねたところ、一人親世帯や収入が少ない世帯では、「高校まで」と回答する割合が高いことなどが明らかになったところでございます。

本道は、生活保護を受給する割合が全国に比べて高いことや、母子世帯では年収が200万円未満の世帯が5割を超えていることなど、非正規雇用や失業等も背景に、経済的に厳しい家庭が多いものと考えており、道では、家庭の経済状況に左右されることなく、子どもの希望がかなうよう、生活困窮世帯などへの学習支援の実施や、一人親世帯の就労支援の強化など、子どもの貧困対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇） 佐野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、主権者教育についてでございますが、道教委では、キャリア教育においては、特に学科や卒業後の進路を問わず、現実的に、社会、職業への理解を深めることや、将来、社会にどのように参画していくのかを考えさせる教育活動などを通して、生徒の社会的、職業的な自立に向け、必要な基盤となる資質、能力を育成することが重要であると考えております。

このことを踏まえ、現在策定中の教育長期総合計画において、我が国の将来を担う児童生徒が、主権者として社会の中で自立し、他者と連携協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題の解決を社会の構成員として主体的に担う力を身につけることなどを目的にしている主権者教育について、キャリア教育との関連性を踏まえて、その推進を図ることを明記したところでございます。

道教委といたしましては、今後においても、現代社会の諸課題について、多面的、多角的に考察し、公正に判断する力を養うとともに、人間としてのあり方、生き方に関する自覚を育てるなど、主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、不登校対策等に関し、まず、児童生徒への支援についてでございますが、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの考えのもとで、その支援に当たっては、登校という結果のみを目標にするのではなく、多様な教育の機会を確保しながら、個々の状況に応じた支援に努めることが重要でありますことから、道教委では、これまで、児童生徒理解・教育支援シートの活用や、学校の内外で専門的な相談や指導が受けられる窓口の周知徹底などを通して、不登校の理由等を的確に把握し、適切な支援等を行うよう、市町村教育委員会や学校に対して指導を行ってきたところでございます。

今後におきましては、こうした取り組みの充実はもとより、不登校を未然に防止するための、安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりに向けて、学ぶ楽しさを実感できる授業の実施や、教育活動全体を通じて児童生徒の自己存在感や自己有用感を高める取り組みの一層の充実を図られるよう、市町村教育委員会や学校に対して指導助言を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、フリースクールについてでございますが、不登校児童生徒の状況はさまざまであり、学校以外の学習の場の提供や、一定期間の休養の確保など、一人一人の状況に応じた必要な支援を行い、社会的な自立を支えていくことが大切であると考えております。

そのため、道教委では、これまで、フリースクール等の民間施設への訪問、意見交換などを通じて、子どもたちや施設の実情等を把握するとともに、施設の活動内容などに関する資料を作成し、市町村教育委員会や学校等に周知するほか、施設関係者と、子どもたちの学びの充実に向けた協議などを行ってきたところでございます。

今後とも、こうした取り組みを一層推進するとともに、子どもたちへのきめ細やかな支援の充実を図るため、市町村教育委員会や学校に対し、フリースクール等の民間施設との一層の連携を働きかけるなど、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な教育機会の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、教職員の働き方に関し、まず、教職員の時間外勤務についてでございますが、昨年度、道教委が独自に実施した勤務実態調査では、平成20年度に実施した前回の調査や、国の教員勤務実態調査と比較して改善は見られるものの、教頭の勤務時間や、部活動に係る教諭の従事時間が全国平均よりも長いことなどの課題が明らかになったところでございます。

道教委といたしましては、学校教育の成否は、子どもたちに直接触れ合う教職員によるところが大きく、特に、広域分散型で、小規模校が多い本道においては、教職員一人一人の果たす役割が大きいことから、教職員が、意欲とやりがいを持って、健康に働くことができる環境を整備することが喫緊の課題であると考えております。

次に、副校長及び教頭の時間外勤務についてでございますが、今回の調査では、副校長、教頭の業務の中で、教育課程の編成、管理、学校行事の企画、準備、調査業務を含めた事務処理や、個別の打ち合わせを含めた会議等の従事時間が、前回の調査と比較して長くなっており、また、時間外勤務等縮減推進会議におきましては、保護者、地域からの要望等への対応や、生徒指導における課題への対応などを中心的に担っていることが、副校長、教頭の長時間勤務の要因として指摘されているところでございます。

次に、勤務時間の把握についてでございますが、道教委では、毎年度示している、時間外勤務等の縮減に向けた重点取組において、管理職員が、職員の業務従事時間や業務内容などの把握に努めることといたしており、校長会議など各種会議の場を活用し、その取り組みを促してきたところでございます。

こうした中、中教審の緊急提言において、服務監督権者である教育委員会は、教員の勤務時間を、自己申告方式ではなく、客観的に把握し、集計するシステムを構築するよう努めることと示されましたことから、道教委といたしましては、今後、勤務時間の把握、記録の具体的な方法について検討を行ってまいります。

最後に、今後の取り組みについてでございますが、道教委といたしましては、今回の調査結果をもとに、その要因、背景などを分析しながら、部活動休養日の完全実施や調査業務の見直しな

どに直ちに取り組むことといたしており、外部有識者から成る時間外勤務等縮減推進会議で御議論をいただきながら、部活動指導員の活用など、指導体制の充実や、勤務時間の客観的な把握など、具体的な施策の検討を進め、年度内を目途にアクションプランを作成し、時間外勤務の一層の縮減に向けて取り組みを強化するとともに、教職員定数の改善など、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、引き続き、国に強く求めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、再質問をいたします。

初めに、自衛隊の新たな演習場外訓練等についてです。

自衛隊の大規模な演習場外訓練について、北海道の良好な訓練環境を一層活用していただくものという知事の認識には、驚きを隠せません。

今回の訓練は、規模においても、内容においても、これまでとは大きく違ってきます。

学校は、子どもたちの教育が行われる現場であり、地域のコミュニティーの場でもあります。私どもの調査では、地対艦ミサイルの発射準備訓練が、演習場ではなく、道内の幾つもの学校グラウンド跡地で行われるほか、道東、道北、道央、道南の広い範囲で訓練が実施されます。

オスプレイの道内での訓練について、北海道の沖縄化が進んでいるのではないかと、我が党の宮川議員の代表質問に対して、知事は、専門的知見を有する防衛省の判断だと、国任せの無責任な答弁でした。今回の訓練についても同様ではありませんか。

知事は、今回の大規模な演習場外訓練が、道内のどこで、どのように行われているのかを把握しているのでしょうか。

知事は、情報提供を求めたのですか。それとも、知事が求めても、回答されなかったのですか、お聞きします。

自治体の中には、自衛隊からの演習場外訓練の要請に対し、再検討を求めたところもあると聞いています。

知事は、今回の訓練が、どのような内容で、道内の幾つもの市町村で展開されているかを把握されているのでしょうか。道民の安全、安心の確保に責任を持つ知事として、明確にお答えください。

次に、生活保護についてです。

生活保護基準は、年金や最低賃金、就学援助等にも影響を与えるものであり、国民全体の生活水準を上げるためにも、引き上げが求められています。

特に、冬季加算が減額されたことは、本道の生活保護受給者にとって重大問題です。所得が低い世帯ほど、冬場の室温が低くなっているという調査もあり、生存権が脅かされている事態です。

道として、生活保護受給者の生活実態を把握し、保護基準の引き上げ、冬季加算の増額を国に要望すべきであると指摘します。

次に、アイヌを取り巻く課題についてです。

北海道150年事業を契機に、北海道の歴史や文化が見詰め直されています。

道としては、アイヌの同化政策や遺骨の持ち去り、ダム建設時のチノミシリの破壊など、負の歴史も正確に調査し、後世に残す取り組みを進めるよう指摘します。

次に、ギャンブル依存症対策についてです。

知事は、専門医の警告をどう受けとめているのでしょうか。先ほどの答弁からは、ギャンブル依存症が、深刻、かつ医療の対象となる病気であるとの認識が伝わってきません。

ギャンブルについては、自己責任や家族の責任を指摘されがちで、ギャンブル依存症に対する誤った社会的認識が多く見受けられます。

その誤解を解き、治療が必要な病気であるということを普及啓発し、医療相談体制の充実を一層進めるために、知事はどう取り組まれるのか、伺います。

次に、北海道住宅供給公社についてです。

先ほどの、返済見通しに関する知事の御答弁では、計画を裏づける根拠となるものが全くありませんでした。

道は、これまで、住宅供給公社への指導監督を強化すると言ってきたにもかかわらず、公社の債務超過は約97億円にまで膨らんできました。これでは、信用したくても信用できません。

再度、返済の見通しについて伺います。

次に、主権者教育についてです。

教育長からは、主権者教育を、キャリア教育との関連性を踏まえて推進するとの御答弁がありました。キャリア教育を推進するために主権者教育があるとの疑念は払拭されないままです。

主権者教育は、教育基本法で定められた教育の目的である人格の完成の前提となるはずで、キャリア教育の具体化としての主権者教育ではなく、教育推進の大きな柱として、主権者教育を位置づけるべきです。

子どもの自主性を尊重し、主権者としての権利意識に目覚め、平和で民主的な国家の形成者を育む主権者教育を推進するよう指摘します。

最後に、不登校対策についてです。

登校という結果のみを目標とするのではなく、個々の状況に応じた支援に努めるという考え方は重要です。

しかし、学校が安心して学べる場所ではなくなっていることに対する評価や改善への視点に欠けています。学校管理者の評価のみに頼るのではなく、児童生徒や家族、現場の教師から意見を聞き取り、教育環境の改善に努めるべきと考えます。

また、フリースクール等との連携を進めているとはいえ、まだまだ、多くの児童生徒には教育の機会が完全に保障されているとは言えないのが現状ではありませんか。

本人の選択を尊重し、児童生徒が安心して学べる環境をつくるために責任を持つのが道教委ではありませんか。あまねく教育機会の確保を実現するよう強く指摘します。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐野議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、自衛隊の訓練などについてであります。このたびのような大規模な訓練に関しては、概要などについて情報提供を受けているところであり、陸上自衛隊からは、8月28日から10月5日にかけて、道内の演習場や駐屯地のほか、28の市町村において、人員が約1万7000名、車両が約3200両といった規模のもと、総合訓練や機能別の訓練を実施するとの情報提供があったところであります。

いずれにいたしましても、本道で実施される訓練においては、安全管理の徹底が図られる必要があり、必要な申し入れを行ったところであります。

次に、ギャンブル等依存症についてであります。この疾患は、ギャンブル等にのめり込むことで生活に支障が生じ、治療を必要としている状態であり、自己破産や家庭崩壊、自殺、犯罪などの深刻な事態につながりかねないものと認識をいたします。

道といたしましては、市町村や医療機関などとの連携のもと、ギャンブル等依存症の方々に対する支援に努めることはもとより、治療が必要な疾患であることなど、依存症に関する正しい知識について、広く道民の方々に対し、地域での学習会やホームページなどを通じて周知を図ってまいります。

最後に、住宅供給公社の債務の返済についてであります。公社では、債務の完済に向け、分譲資産の賃貸化などにより、新たな賃貸収入を確保することとしているところであり、既に、札幌市内の複数の大規模業務用地について、個別企業と、長期の賃貸借契約に向けた協議を行っておりますほか、公社保有賃貸住宅の家賃の見直しや、南幌町みどり野団地において町と連携したモデルハウスの展示による需要喚起を行うなど、長期的かつ安定的な財源の確保に向けた取り組みを行っているところであります。

道といたしましては、公社が、特定調停に基づき、住宅金融支援機構への返済を計画どおりに行うとともに、道への返済についても確実に進めていくよう、引き続き、公社経営の指導監督の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事が再答弁をされましたが、以下、数点指摘します。

まず、北海道の軍事基地化についてです。

自衛隊の大規模訓練が、道内の28もの市町村の学校グラウンド跡地や民有地など、住民の目に触れる演習場外で行われているという、驚くべき事態の進行が初めて答弁で明らかになりました。

観光地で行われている自衛隊の訓練に驚いた市民が自治体に問い合わせをするということも起

きています。

オスプレイの夜間飛行訓練や、矢臼別演習場での高機動ロケット砲システムの使用など、訓練強化が進んでいます。

知事は、国に安全管理をお願いするだけでなく、実態をよく把握して、道民に情報を提供するとともに、北海道の軍事基地化に反対する姿勢を明確にすべきと指摘します。

次に、ギャンブル依存症対策についてです。

知事から、治療が必要な深刻な事態と認識し、広く道民への周知を図るとお答えいただいたことは重要です。

しかし、田辺医師が指摘するように、課題は山積しています。それは、地域での学習会の講師や、治療に対応できる機関等における専門家の圧倒的不足、当事者グループや家族会を支えるマンパワーの不足、市民社会の日常に根づいたギャンブルや、カジノの導入による新たな依存症の問題等です。

世論調査で、道民の過半数がカジノに反対としているのは、決してイメージからのみではなく、既に、身近でギャンブルによる被害を受けている方が多いことを意味しているのではないのでしょうか。

知事として、こうしたギャンブルによる被害の深刻さや、多くの道民の声を重く受けとめ、北海道にカジノを導入すべきではないことを強く指摘します。

最後に、北海道住宅供給公社の事業計画の見直しの実効性についてです。

知事から、住宅金融支援機構への返済を計画どおりに行う、道への返済についても確実に進めていくよう、引き続き、公社経営の指導監督の強化に努めるとの再答弁を受けましたが、具体的な進行管理については、これまでどおり副知事を先頭にした体制で行うということで、実効性が高く、説得力を持った対策は提案されていません。

これまでの経過から、今後、2050年までの30年以上を見据えて、公社が返済を確実に行うことを知事は本当に確約できるのでしょうか。知事と道は最後まで責任を持てるのでしょうか。道民は厳しい目で見ています。

住宅供給公社の経営状況をつまびらかに公開し、第三者の視点も加えて、厳しい検証を怠らないことが求められると指摘しておきます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 佐野弘美さんの質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

9月26日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時37分散会